

令和 3 年

# 国見町議会会議録

第 5 回 定例会

令和 3 年 9 月 7 日開会

令和 3 年 9 月 17 日閉会

国見町議会

令和3年第5回（9月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（9月7日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
伊達地方消防組合議会（渡辺勝弘君）	7
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	8
陳情の委員会付託	8
議案の上程（報告第7号～諮問第3号）	8
町長提案理由の説明	8
協議会関係の報告	14
代表監査委員の報告	15
散会の宣告	16

第2号（9月8日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18

開議の宣告	19
一般質問	19
1 1 番 松浦常雄君	19
①通学路の安全点検と安全対策について	
3 番 穴戸武志君	23
①小・中学校におけるいじめ防止対策の徹底について	
②中学生の自転車通学における自転車保険加入について	
8 番 佐藤定男君	27
①全国学力テストの結果は	
②国見町図書館の利用状況は	
5 番 山崎健吉君	33
①当町の運動施設について	
1 0 番 渡辺勝弘君	44
①災害対策基本法改正による今後の対応策について	
1 2 番 浅野富男君	51
①大型商業施設とまちづくりについて	
②公共施設のトイレ改修について	
2 番 八巻喜治郎君	59
①コロナ禍に負けない町づくりについて	
1 番 蒲倉 孝君	64
①国道4号線日渡交差点等の信号機について	
②道の駅国見あつかしの郷の店舗レイアウトについて	
散会の宣告	67

### 第3号（9月9日）

議事日程	69
出席議員	70
欠席議員	70
遅参及び早退議員	70
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	70
本会議に出席した事務局職員	70
開議の宣告	71
報告第 7号 健全化判断比率の報告について	71
報告第 8号 資金不足比率の報告について	71
報告第 9号 専決処分の報告について	71

承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて	72
議案第 5 8 号	国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例	72
議案第 5 9 号	財産の無償貸付について	73
議案第 6 0 号	令和 3 年度国見町一般会計補正予算（第 4 号）	76
議案第 6 1 号	令和 3 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	83
議案第 6 2 号	令和 3 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	83
議案第 6 3 号	令和 3 年度国見町水道事業会計補正予算（第 1 号）	84
選挙第 1 号	福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員選挙	85
同意第 6 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	85
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	86
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	86
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	87
散会の宣告		87

#### 第 4 号（9 月 1 7 日）

議事日程		89
出席議員		90
欠席議員		90
遅参及び早退議員		90
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名		90
本会議に出席した事務局職員		90
開議の宣告		91
認定第 1 号	令和 2 年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について	91
認定第 2 号	令和 2 年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について	115
認定第 3 号	令和 2 年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について	115
認定第 4 号	令和 2 年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	116
認定第 5 号	令和 2 年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	116
認定第 6 号	令和 2 年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	118
認定第 7 号	令和 2 年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	119
認定第 8 号	令和 2 年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	120

認定第 9 号	令和 2 年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について……………	120
認定第 10 号	令和 2 年度国見町水道事業会計決算認定について……………	121
議案第 64 号	令和 2 年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	121
	追加日程の議決……………	123
	町長提案理由の説明……………	123
議案第 65 号	工事請負契約の締結について……………	123
発議第 6 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め る意見書……………	124
	議員の派遣について……………	125
	常任委員会の所管事務調査について……………	125
	町長挨拶……………	125
	閉議及び閉会の宣告……………	126

国見町告示第58号

令和3年第5回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月23日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和3年9月7日

2. 場 所 国見町議会議場

## 応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

# 第 1 目

令和3年第5回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年9月7日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
- 第 5 報告第 7号 健全化判断比率の報告について
- 第 6 報告第 8号 資金不足比率の報告について
- 第 7 報告第 9号 専決処分の報告について
- 第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第58号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第59号 財産の無償貸付について
- 第11 議案第60号 令和3年度国見町一般会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第61号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第62号 令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第63号 令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 認定第 1号 令和2年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 2号 令和2年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 3号 令和2年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 4号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 5号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 6号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 7号 令和2年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 8号 令和2年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 9号 令和2年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第10号 令和2年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第25 議案第64号 令和2年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 第26 選挙第 1号 福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員選挙
- 第27 同意第 6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 第28 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
第29 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
第30 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榎 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおります。暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番八巻喜治郎君、3番穴戸武志君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの11日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和3年第4回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第4回議会定例会で可決いたしました「コロナ禍を克服し、国民のいのちと健康を守るための意見書」及び「地方財政の充実・強化を求める意見書」につきましては、6月28日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告3件、承認1件、議案7件、認

定10件、同意1件、諮問3件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情1件です。請願はありませんでした。

一般質問の通告は8議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、伊達地方消防組合議会について、10番渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 伊達地方消防組合議会の報告について、私から報告させていただきます。

7月26日、小林議員とともに出席いたしました。

午前10時より、伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

午前11時より、令和3年第3回伊達地方消防組合議会臨時議会が開かれました。

まず、管理者から提案理由の説明があった後、直ちに議案審査に入りました。提出された案件は、報告1件、議案3件であります。

報告第1号、令和2年伊達地方消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。これは、西分署庁舎改築工事基本設計業務委託費を翌年度へ1155万円を繰り越すものであります。

議案第6号並びに議案第7号は、動産の所得についてであり、予定価格が2000万円以上となることから、消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議決をするものであります。

議案第6号は、労働安全衛生規則等改正により、装備の被服として、防火衣及び救助隊の活動服の購入であります。7者からの指名競争入札により、4632万5620円で伊達市の株式会社山際ホース専門店に可決、決定いたしました。

続いて、議案第7号は、伊達地方消防組合施設整備計画に基づき、西分署配置の高規格救急自動車の更新により、車両の購入となります。車両取扱い可能な業者2者から指名競争入札により、3212万円で福島市の福島トヨタ自動車株式会社福島鎌田店に可決、決定いたしました。

次に、議案第8号、令和3年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3269万円を増加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6119万5000円にしたいというものであります。主な補正は、収入で前年度からの繰越金3279万2000円、支出は財政調整基金の積立金として3905万6000円、アスベスト含有調査委託225万5000円が追加補正となるもので、現時点の事業確定による追加補正となります。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、令和3年第3回伊達地方消防組合議会臨時会の報告を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 本席より、私から福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

去る8月25日午後2時より、福島地方水道用水供給企業団議会が開催されました。会議に先立ち、空席になっていた議長選挙があり、福島市選出の真田広志議員が議長に選出されました。

本定例会に提出された議案は、議案第4号1件、令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件と、報告第1号1件、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件であります。

いずれも原案どおり可決、承認されました。

詳細は、お配りしております資料をご覧くださいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

#### ◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情1件であります。

陳情第17号は資料配付としましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

#### ◇議案の上程（報告第7号～諮問第3号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第7号から日程第30、諮問第3号までの報告3件、承認1件、議案7件、認定10件、選挙1件、同意1件、諮問3件を一括上程いたします。

なお、選挙を除く25件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第7号から議案第63号及び選挙第1号から諮問第3号までの15件については、9日に議案説明、質疑、採決を行い、認定第1号から議案第64号までの令和2年度各会計決算認定及び水道事業未処理分利益剰余金の処分につきましては、最終日の17日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

#### ◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 本日ここに、令和3年第5回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様にはご壮健で出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提案した各議案についてご説明します。

本定例会には、令和2年度一般会計と各特別会計の歳入歳出決算の認定10件をはじめ、健全化判断比率の報告などの報告3件、補正予算の専決処分の承認1件、条例

改正などの一般議案 3 件、一般会計と各特別会計の補正予算の議案 4 件、人事案件 4 件の計 25 件の当面する緊急で重要な案件を提案しました。

冒頭、福島県沖地震、新型コロナウイルス感染症、凍霜害への町の対応について申し上げます。

まず、福島県沖地震についてです。

福島県沖地震の被害は、住家では半壊 1 棟が新たに増え、非住家を含めた総件数は 605 棟となりました。新たな半壊世帯には、町罹災救助給付金交付要綱に基づき、見舞金を交付しました。

災害廃棄物処理事業による家屋などの解体は、国の災害査定が終了し、不足する予算を補正計上するとともに、既に公費解体 66 件、費用償還 10 件の申請を受理していることから、これらを順次進めていくこととします。

公共施設では、観月台文化センターエレベーターの本格復旧工事が間もなく完了しますが、展望タワーの復旧は、専決で予算を計上し、15 日に入札を実施し、本定例会の最終日に工事請負契約の追加議案を提出する予定です。そのほかの公共施設もそれぞれ復旧工事に着手し、奥山家住宅などの文化財についても復旧支援を行っています。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

国見町では、第 5 波の影響による新規感染者が 7 月以降 8 名発生しています。この間、町は、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、その都度適切な対応をしてきました。

しかし、夏休みや東京オリンピックによる人流増加による感染爆発によって、福島県が非常事態宣言を発出したことから、町は、8 月 8 日から 9 月 12 日までの間、飲食店の午後 8 時までの時短営業や、県域を越えた旅行や帰省の延期をお願いしながら、町独自の緊急対策として、観月台文化センター、上野台運動公園、各地区中央集会施設の午後 8 時以降の利用停止や、くにみももたん広場、こども木育広場つながる～むを臨時休館としました。

また、町内の飲食店 14 店舗全てがふくしま感染防止対策認定店に認定されるよう取組を進めるとともに、営業時間短縮の協力依頼と見回りを関係機関と共に行っています。

一方、ワクチン接種事業は、7 月末までに希望する高齢者への接種を完了しましたが、65 歳未満の町民のワクチン配分が不足するため、予約受付を停止や調整し、体制も臨機応変に対応している状況です。引き続き、ワクチンの安定的な配分を国・県に強く要望することとします。

なお、中学生の個別接種は 8 月 18 日から実施しています。

次に、凍霜害対策についてです。

平成以降で最大の降霜でしたが、5 月以降は天候に恵まれ、果樹の生育は順調に進み、JA ふくしま未来のモモ出荷量は例年比で 2 割程度の減にとどまり、心配された大幅な減収には至りませんでした。次年の生産に向け、引き続き関係機関と連携、さ

らには生産者の意見聴取に努めながら、実効性のある対策に努めます。

次に、令和3年6月第4回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、新生児誕生祝い金、すくすくももさぼ祝金事業についてです。

子どもの誕生を祝福し、子育ての経済的負担を軽減し、健やかな成長を支援するため、前回の報告以降、新たに男児5件、女児3件の8件に交付しました。今年度の交付の累計は14件です。

次に、体成分分析装置 I n B o d y の導入についてです。

町は、筋肉量、脂肪量、基礎代謝量などが計測できる体成分分析装置 I n B o d y を導入しました。住民の健康指導のための様々な事業で活用することとします。

2つ目、安全・安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

まず、除染対策事業・仮置場原状回復工事についてです。

小坂方部1号、2号、藤田方部2号、3号、大木戸方部2号の計5か所の仮置場では、年度内返地に向けた工事を進めています。

次に、通学路の安全点検についてです。

8月31日に、例年行っている通学路の安全点検を、警察、交通安全協会、県などと連携して実施しました。主要な通学路やP T Aから指摘のあった危険箇所は、対応が可能なものから改善を図ります。

次に、滝川、滑川河川改修事業についてです。

福島県によると、用地取得はおおむね完了し、滝川改築と滑川の橋梁架け替え工事に順次着手するとの報告を受けています。

また、7月19日に、福島県の井出副知事などに対して、伊達市長、桑折町長、国見町長連名による県道浪江国見線伊達崎橋早期改修の要望書を提出しました。

次に、国見町水道事業ビジョン策定についてです。

これは、町水道事業の将来像を示し、その実現に向けて今後10年間に取り組むべき目標と方策を示す基本計画で、8月24日に開催した水道事業経営審議会で諮問しました。今後は、審議会で複数回協議し、パブリックコメントを経て年内に策定する予定です。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

まず、結婚新生活支援事業についてです。

結婚後の費用支援を拡充するため、補助要件の所得要件と年齢要件を緩和し、併せて補助上限額を45万円に引き上げました。

次に、病後児保育事業についてです。

9月1日に伊達市と病児保育事業広域利用協定書を締結し、一定の手続きはありますが、伊達市立梁川認定こども園で病後児保育が利用できるようになりました。

次に、G I G Aスクール事業についてです。

昨年度から進めてきた児童生徒への1人1台のタブレット配備は、6月末に完了し、

授業での活用が始まりました。

次に、国見町公営塾事業についてです。

放課後塾ハルは、6月から本格稼働し、夏休み期間には、中学3年生29名の受講生に夏季特別講座や3者面談を実施しました。また、中学1、2年生のコースは、10月の開塾に向けて準備をしています。さらに、新たに8月25日に開塾した放課後教室ハル小学部には、小学5、6年生40名が入塾し、8月に採用した地域おこし協力隊員を含め、5名のスタッフで運営しています。

次に、あつかし千年公園についてです。

7月10日に落成式を行い、グランドオープンしました。併せて夜間のライトアップを2日間実施し、その後、一般社団法人二重堀サポートネットワークが主催するハス祭りが開催されています。

次に、成人式代替事業についてです。

1月の実施を中止した成人式に代わる事業として企画した「晴れphoto in くにみ2021」は、全国的な感染再拡大の状況から、再度延期しました。今後、感染状況の推移を見ながら、改めて実施時期を検討します。

次に、夏休み期間の社会教育事業についてです。

青少年ボランティア認知症サポーター養成講座、子育て応援講座「親子エコクラブト教室」と短期スイミングスクールをそれぞれ実施しました。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、風評対策としてのモモPR事業についてです。

モモの最盛期に合わせ、7月18日には栃木県茂木町で、7月25日には岩手県平泉町で、そして7月31日から8月1日にかけては岐阜県池田町でモモのPR販売を行いました。いずれも瞬く間に完売しました。

引き続き、地域間交流と併せ、米、リンゴ、あんぼ柿などの特産品の風評対策に取り組みます。

次に、令和3年産米のモニタリング検査についてです。

全量全袋検査については、令和2年産米から県が行うモニタリング検査に移行し、本年産米も引き続きモニタリング検査を実施します。国見町では、旧町村ごとに3か所、計15か所の圃場を選定し、9月下旬から実施する検査に向けて準備を進めています。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所についてです。

長期、短期、それぞれの研修は、計画どおり進んでいます。6名の長期研修生は、来春の自立の就農に向け、精力的に研修しています。

町は、新規就農者定住支援協議会を7月9日に立ち上げ、関係機関がワンストップで新規就農者を支援する体制を構築しました。就農開始に向けた農地の確保、新規就農計画の作成などの支援を進めています。

次に、鳥獣被害対策についてです。

鳥取地内に試験設置していた野生動物撃退装置モンスターウルフの効果が一定程度

確認されたことから、次の試験設置の移設先を実施隊と協議中です。引き続き、鳥獣被害の防止に努めていきます。

次に、道の駅国見あつかしの郷についてです。

町内外の有識者5名を道の駅国見あつかしの郷の指定管理評価選定委員に委嘱しました。これまでに会議を2回開催し、まちづくり会社の1期目の評価を進めています。今後は、1期目の評価と併せ、2期目の指定管理者選定の協議も進めます。

次に、企業進出についてです。

マットレス製造業で堅調な販売実績がある株式会社エアウィーヴは、今月から一部操業を開始しますが、来年2月の増設施設完成後は、従業員60名程度で本格操業を始めます。これに併せて、エアウィーヴ製品のふるさと納税への返礼品に追加できるよう、手続を進めています。

次に、イオンモール出店についてです。

福島県商業まちづくりの推進に関する条例に基づき、設置者のイオンモール株式会社が新設届出書を県に提出をし、8月10日に県が公告しました。これを受け、国見町民も参加できる説明会が10月5日に福島市で2回、10月6日に伊達市で2回、計4回開催されます。また、公告日から3か月以内となる11月9日までに、国見町の意見を提出することとします。

次に、国見町希望の光プロジェクト2021についてです。

8月7日に国見夏まつり実行委員会が実施したこの事業では、町内3か所で同時に花火が打ち上げられ、併せて町内7店舗の特製弁当を自宅まで無料配達するサービスが行われています。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

まず、タウンミーティングについてです。

7月7日、放課後塾ハルに通う中学生の保護者との懇談を皮切りに、9回開催しました。子育て世代、青年商工業者、高齢者、地域おこし協力隊員、農業従事者など、職種や世代を問わず、多くの町民との懇談で出された意見、要望を踏まえ、引き続き町政執行に生かしていきます。

次に、個人県民税優良市町村に対する県知事感謝状についてです。

8月2日、本年度の知事感謝状が国見町に贈られました。国見町は、大震災の年を除き、15期連続での受賞です。引き続き収納率の向上を図っていきます。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてです。

7月末日現在で、町から本人に交付したカードは3,478枚で、交付率は40%です。引き続き月1回の日曜窓口を開設し、普及を図ります。

最後に、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

まず、第6次国見町総合計画についてです。

7月7日に本部会議を開催し、第6次総合計画の進捗管理と第5次振興計画の評価を確認しました。今後は、審議会を開催し、評価と推進について協議します。

次に、人権擁護の啓発についてです。

国見小学校の児童が育てた「人権の花」が、町庁舎、国見の里を彩っています。花を育てることで、豊かな心、優しさ、思いやりが生まれ、人権教育につながっていくものと期待しています。

次に、移住・定住事業についてです。

庁内の関係する各課でプロジェクトチームを編成し、就農、空き家、子育て、教育など移住支援策の課題整理と今後の取組を確認することとしました。

まず、くにみ農業ビジネス訓練所の長期研修生に、町内での就農、定住に向けたガイダンスと現地研修会を開催しました。

また、国見ニュータウン内に子育て世代用の定住促進住宅2棟、4世帯分を建設するため、公募型プロポーザルを実施し、事業者を決定しました。この事業に関する無償貸付けの議案を本定例会に提案しています。

それでは、本定例会に提案した各議案の概要を申し上げます。

報告第7号「健全化判断比率の報告について」から報告第9号「専決処分の報告について」までの3件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律と地方自治法の規定に基づき、議会へ報告するものです。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」は、福島県沖地震で被災した観月台文化センター展望タワーの災害復旧工事の早期発注を図るため一般会計予算を補正したことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。

議案第58号「国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、法令の一部改正などに伴い、町条例の所要の改正を行うものです。

議案第59号「財産の無償貸付について」は、国見ニュータウン内の普通財産2区画の無償貸付を行うため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第60号「令和3年度国見町一般会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8272万9000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5350万2000円とするものです。

歳出補正の主なものは、福島県沖地震の応急修理事業、新型コロナウイルス対策事業などの増によるものです。

議案第61号「令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」から議案第63号「令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」までは、人事異動に伴う人件費、繰越金の整理、事業費の増などによるものです。

次に、各会計の決算認定についてです。

まず、認定第1号「令和2年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入決算額は81億2130万6000円、歳出決算額は74億4428万6000円で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は5億9705万8000円の黒字決算となりました。

令和元年度決算と比較すると、歳入で19.2%、歳出で23.2%増加しました。その理由は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時交付金事業や特別定額給付金事業

による増が主なものです。

次に、認定第2号「令和2年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から認定第9号「令和2年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件ですが、いずれも黒字決算です。そして、これらの決算内容は、それぞれ管理会や運営協議会で同意を得ています。

次に、認定第10号「令和2年度国見町水道事業会計決算認定について」と議案第64号「令和2年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」です。

水道事業は、生活用水の安定供給を図りながら、経費節減や合理化など、一層の経営健全化に努めた結果、当年度の未処分利益剰余金は1734万9000円となりました。このうち、減債基金積立金に660万円、建設改良積立金に600万円を積み立て、翌年度への繰越利益剰余金を474万9000円とするものです。

なお、この内容は、水道事業経営審議会の同意を得ています。

次に、同意第6号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、高橋幸子委員が令和3年9月30日で任期満了となるため、引き続き高橋幸子さんを適任と認め、任命したいので、議会の同意を求めるものです。

諮問第1号から諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、畑善徳委員、佐藤勢津子委員、佐藤ユキ子委員の3名が令和3年12月31日で任期満了となるため、引き続き畑善徳さん、佐藤勢津子さん、佐藤ユキ子さんを適任と認め、推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

以上、本定例会に提案した各議案の提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、計数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。

よろしく願いいたします。



#### ◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の説明を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告申し上げます。

去る8月25日、桑折町役場会議室におきまして、令和3年第2回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催をされました。

提出されました案件は1件であります。

認定第1号、令和2年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額は2114万5537円、歳出決算額は1716万1352円であり、歳入歳出差引き残金398万4185円は翌年度へ繰越しとなりました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1580万円でありまして、そのうち国見町分は456万6000円で、負担率は28.9%でありました。

歳出の主なものは、火葬場施設費におきます需要費の667万1352円と委託料の1015万7433円でありました。

なお、国見町の火葬場利用件数は、令和元年度からおよそ30件増の148件でありました。

以上、令和2年度決算については、原案のとおり認定されたものでございます。

なお、詳細につきましては、配付をされております写しをご覧いただきたいと思っております。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明、協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

#### ◇代表監査委員の報告

議長（東海林一樹君） 次に、令和2年度各会計決算審査及び健全化判断比率、資金不足比率の審査の結果について、佐藤徳正代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員（佐藤徳正君） 決算審査について報告いたします。

令和2年度の各会計決算審査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率について審査を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

審査に付されました令和2年度一般会計並びに特別会計の決算、健全化判断比率並びに資金不足比率につきまして、8月17日から8月24日までの期間の中で審査をいたしました。

まず、決算審査手続きにつきましては、各会計決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書など、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、さらに財政運営が適正であったかどうかを主眼として審査を行いました。

その結果、総括的には一般会計をはじめ各会計とも黒字を維持しており、計画的な財政執行により収支の均衡と健全な財政運営が行われているものと認められました。

次に、健全化判断比率、資金不足比率の審査につきましては、提出された健全化判断比率の算定とその基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、いずれも適正に行われているものと認められました。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに、実質収支は赤字でないため、この比率は発生いたしません。

実質公債費比率は4.3%であり、早期健全化基準である25%を下回っているため、良好と言えます。

将来負担比率は23%で、基準の350%を下回っているため、良好な状態であります。

公営企業の経営状況を示す資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、土地開発事業特別会計のいずれも資金不足がないため、この比率は発生

いたしません。

詳細につきましては、議員の皆様のお手許に配付しております意見書をご覧いただきたいと存じます。

簡単ではありますが、決算審査及び健全化判断比率並びに資金不足比率についての審査報告といたします。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午前11時5分より本議場において、議案調査会を行います。

その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたします。

明日8日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時53分）

# 第 2 目

令和3年第5回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年9月8日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、11番松浦常雄君。

松浦常雄君。

（11番松浦常雄君 登壇）

11番（松浦常雄君） さきに通告しておきました1点について質問いたします。

それは、通学路の安全点検と安全対策についてであります。

去る6月28日午後、千葉県八街市内において、トラック事故に児童5人が巻き込まれ、死傷者を出すという大きな事故がありました。7月1日には菅総理が現場等を視察し、全国の通学路の総点検を関係閣僚に指示したということが明らかになりました。

そこで、町の児童生徒の通学路の安全点検と安全対策について伺います。

町は、関係機関と協力して、町内の通学路の安全点検をどのように行ってきたのか伺います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 11番松浦議員の質問にお答えいたします。

通学路の安全点検については例年実施しているところですが、今年度につきましては、国からの早期実施の通知を受けまして、8月31日に前倒して実施したところでございます。

内容については、警察、交通安全協会、小学校、福島県保原土木事務所と、庁内におきましては建設課及び住民防災課の合同での点検として、今年については2班編成において点検をしたところでございます。

事前に小学校の方部会が指摘した箇所、それから、これまで保護者等からの指摘のあった箇所について確認するとともに、各スクールバスの停留所付近の状況などについても確認したところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 平成24年度に、同じく関係機関を含めて教育委員会中心に安全点検が行われました。そのときは保原土木事務所ではなく、県北建設事務所が入っています。県道に関わることで、大きな権限を持っているのは県北建設事務所なんです。そこが今回と違うと感じます。

それから、毎年行ってきたという話ですが、関係機関を含めて行ったのは平成24年度だけで、あとはPTAの方部員が実地点検して、それをまとめて学校に出して、町に出しているということを聞いています。それはそれで、そういう方法もあるのかなと思ったんですが、町は、その資料を基に現場の安全確認を毎年やってきたのかどうか伺います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

安全点検につきましては、平成24年というお話でしたけれども、それ以降についても例年実施しております。ただし、昨年度については実施しておりません。

さらに、今回指摘された場所については、一昨年に庁内検討委員会に付しながら、それぞれ担当部局で通学路の安全について確保をお願いしております。また、令和元年度におきましては、子どもの安全対策会議ということで、防犯協会やPTAも含めた中で、こちらは通学路というよりも、通学時の見守りということを重点にした会議になりましたけれども実施しており、特にPTAにおいては子ども110番運動等、安全対策を進めていくことを確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） PTAは毎年やっているんですが、そうしますと、PTAを含めないで毎年安全点検をやってきたということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） PTAの方部会が中心となりまして、それぞれの危険箇所、通学路を含め、水路、河川も含めての危険箇所について、学校を通じて教育委員会に挙げていただいています。

そのうち、町としては必要だと思われるところについて点検箇所を定めて、それを合同で点検しているという流れを取ってきております。PTAから挙げられたものを受けて、町で危険箇所については確認しているということでございます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） それでは、今回の点検で危険箇所はどのくらいあると指摘されたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 今年度につきましては、PTAから全部で25件の箇所が挙げられました。そのうち、町、それから関係機関で対応をする場所ということで、歩道が途切れている、それから白線が消えている、信号待ちで立ち止まる場所にガードパイプがないなど、11か所について重点的に点検をしました。さらに、倒壊のお

そのある場所ということでの指摘もされ、そこについても見回りをしました。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） そのうち最も危険とされたのは、どんな場所だったんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 今回の11か所の点検について申し述べさせていただきますと、まず、歩道が切れているという指摘があり、これについては例年、県をはじめ関係機関にお願いしておりますが、そのほかに側溝に蓋をしてほしいということについては今後建設課との調整が必要です。それから、横断歩道を増設してほしいという意見がありましたけれども、それにつきましては公安当局との関係もありますので、進めていきます。

その3つが実は課題として残り、そのほかの7か所については、交通安全協会の協力、それから町の建設課の協力によって方向性が出たところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） これまでは、町でできるところは努力してやってきたということが分かりました。

危険度の高い通学路の一つとして、県道五十沢国見線の西大枝地内の歩道未整備の区間があります。これは、町が以前指摘した危険箇所としても、かなり危険度が高いところとして上位に上げられておりました。平成25年には交通安全協会森江野部会から、あと町内会からも歩道整備の要望書が出されております。私も平成26年と平成27年に一般質問で取り上げて、早期の着工を要望しましたが、いまだに実現の見通しが立っておりません。

平成22年にめがね橋の手前まで歩道が整備されたとき、未整備区間も併せて測量が行われております。原町地内までです。しかし、工事は11年間行われておりません。県にはどのような働きかけをしてきたのか伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

県道の歩道の未整備区間は、スクールバス停留所への通学路ですから、通学路危険箇所の一つとして、毎年、県の施設調整会議で町長自ら改善を要望しております。

福島県は、平成27年度に現地測量、平成28年度に交通量調査を実施しまして、管内の整備状況を見極めながら事業化に向けた準備をしているとのことでした。

そうしたことから、町としましても引き続き歩道設置要望を継続していくこととします。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 町からも県に強く要望を出しているということが分かりました。

また、県でもその必要性を感じて、いろいろ準備をしているということですが、測

量が終わって、途中まで工事が行われてから11年間たっているわけです。あまりにも遅いのではないかなと、危機意識が乏しいのではないかなということを感じざるを得ません。

町は、この区間の子どもが通学する時間帯の交通の状況をどのように把握しているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

あの場所につきましては、東部高齢者等活性化センターがスクールバスの停留所となっております。したがって、原町、一部築館地区の子どもたちが通うということで認識しております。その意味では、あそこは県道でありますので、通学する車の関係で往来が激しい、さらには、季節によっては雪とかで危なくなるということで、歩道が切れているということから、教育委員会、もしくは建設課もそうですけれども、県に強力で改良を要望しているということでございます。

以上、重要な路線であるということと、危険になっているということについては認識しているところでございます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 子どもが通学する時間帯は、梁川方面や丸森方面から及び4号線の貝田から保原方面へ行く車、送迎の車などが集中し、また、冬期間に国道4号国見峠で事故がある場合は、大型車をはじめ迂回する車が集中し、積雪の多いときは子どもたちは車のわだちを歩いているという、そういう危険があるわけです。極めて危険な場所だということは、お分かりいただけると思うんです。千葉県内の事故の例からも、危険度が高いところの安全対策を先延ばしにしていれば、事故が起こる確率は極めて高いわけです。

以上の状況を考慮し、早急に工事を進めるように県へ重ねて強く要望する必要があると思いますが、どのように対応するのか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今お話しいただいている通学路の安全点検、それを踏まえた交通安全対策、これは、県道であれば町が県にお願いをする、町道であれば町が実施をするということになります。

今お話しいただいている内容、これは今年度も県の県北建設事務所にはお伝えはしておりますけれども、再度、今回のこの質問を受けて、私自身が出向き、きちんと強く要望していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 町道の通学路の安全対策は、町でできます。しかし、県道に係る安全対策は、県にお願いしなければならないわけです。毎年強く要望しているにもか

かわらず、この11年間、測量は済んでいるのに工事が中断して、そして、交通安全協会、あるいは町内会からも早急な歩道の整備が出されている。それでも動かないというのは本当に残念なことであり、歯がゆいことであり、危険をいつまで先延ばししているんだという、そういう地元の声、あの要望は一体何だったのかという声も聞こえています。

私も毎年、あの工事はどうなるんですかと質してきました。そしたら、国道4号線の拡幅に併せて県の県北建設事務所にお問い合わせするという答えしか返ってきません。お願いしても、お願いしてもできないのかと、そういう気持ちでここ数年過ごしてきたわけです。いつまで放置しておくのかというのが、あの事情を知っている地元の人々の声です。

今、町長が自ら先頭に立って働きかけるということは、私は大変心強いことであり、今度は実現できるのかなという期待をしております。ぜひ県に強くお願いしまして、早期に工事が着工されることを期待して、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、3番宍戸武志君。

宍戸武志君。

（3番宍戸武志君 登壇）

3番（宍戸武志君） それでは、いじめの問題についてお伺いします。

いじめは、人権侵害の最たるものだと思います。

本町においては、いじめ防止対策として、平成25年、いじめ防止対策推進法の成立を受け、平成27年、国見町子どものいじめ防止条例が制定されました。この条例は、いじめ抑止力としての効果もあり、安心できる子育てのできる町には必須の条件であります。

私も中学校3年間、いじめに遭っていました。何でいじめられたのかというのは、今もって全然分かりません。この3年間、いい思い出は一つもないです。

これは、いじめられた側は、顔とか、表情とか、言葉とか、そのいじめた人の目とか、今もって、五十六、七年たちますけれども、覚えています。これも時々、夢にまで出てきています。後でいじめ後遺症の問題も触れると思うんですけれども、いじめは大変な問題です。

私がこの議員に立候補した一つの理由がいじめです。これを撲滅したいと思っております。

いじめは、いじめ後遺症があります。これも最近問題になっているんです。被害者が学校を卒業すれば、いじめ解決とまでは至らないんです。いつまでたっても癒えないということで、このいじめは本当に恐ろしい問題であると思います。

いじめ防止を再度徹底するために、確認と対策をお伺いします。

まず、1つ目です。

児童生徒の問題行動、不登校、いじめの調査です。令和元年度、福島県のいじめの認知件数ですけれども、小学校が6,439件、中学校が1,710件です。これを全国で見ますと、小学校が42万5844件、中学校が9万7704件。

そこで、当町におけるいじめの認知件数は何件だったのかお聞きしたいと思います。  
議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 3番宍戸議員の質問にお答えします。

令和元年度におきまして、国見小学校での認知件数については37件、県北中学校においては2件という結果になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 認知件数があったということで、その事案に対して具体的にどうい  
う行動を行ったのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

国見町いじめ防止基本方針というものがございまして、これにのっとった対応を取  
っております。

いじめを認知した場合には、まず組織的な事案の共有と共通理解が必要になり  
ます。そのため、小中学校それぞれにいじめ防止対策委員会を設置しており、そこ  
で共有されることとなります。次に、実態把握のために調査を行い、いじめられた子  
どもへの支援と、いじめた子どもへの指導を行います。事案によっては保護者への相  
談を実施しているところです。

また、いじめを認知した中でも重要なものにつきましては、教育委員会に報告され、  
それについては町、町長へも報告をしております。

さらに、重大なものにつきましては、いじめ問題専門委員会において、その内容に  
ついて対応も含めて助言と指導をし、対応するということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 今、いじめ対策は分かりましたけれども、必ず被害者に寄り添い、  
被害者救済を最優先でお願いしたいなと思います。

3番目は、いじめはなかなか認知されにくいんです。裏でこそこそとやっている  
ということで、なかなか先生方見つけづらいと思うんです。ですから、ただ単なるアン  
ケートや教師からの聞き取り等で把握できないことがあるということ、どのような  
工夫を行っているか、例えばスクールカウンセラーの面談と臨床心理士とかも必要だ  
と思うんですけれども、どう具体的にやっているのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

いじめ対策については、早期発見、早期対応が何よりも重要だと考えております。

小中学校ともに、各学期ごとにアンケート調査を実施し、子どもたちの意見を聞き、  
さらには個人面談、そして生活記録ノートでの実態把握をしているところでございま  
す。ただ、これだけでは十分ではなく、特に日常の学校生活の中で元気がないとか、  
学校を休みがち、さらには遅刻が続くなど、子どもからの様々なサインについて見逃

さないようなきめ細かな観察と見守りの徹底を学校にはお願いしているところです。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 先日、8月に、教育委員会の場に、傍聴とした形で出席させていただいて、大変ためになりまして、スクールカウンセラーを今までより少し回数を増やすという形でお聞きしております。

次、4番目としましては、国見町子どものいじめ防止条例第12条、国見町いじめ問題専門委員会のメンバー構成はどうなっているのかということで、メンバーの中に医師、弁護士が私が入るべきだと思うのですが、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） いじめが発生したとき対処する一つとして、教育委員会サイドでは、いじめ問題専門委員を配置しております。この委員につきましては、まず、いじめ問題に精通している大学の教授、そして様々な事例に対応実績のある相談員、そしてスクールソーシャルワーカーの3名に委嘱しているところでございます。

この中に医師や弁護士が入るべきというご指摘ですけれども、教育委員会サイドにおいては、そこまではなじまないものかなと考えております。と申しますのは、基本的にいじめは心身ともに発達途上の子どもたちのことで、繊細な対応が求められることから、知見、経験、現場対応などから、教育、子育て、そういった専門知識を有する方によって行われるべきと考えております。

なお、重大事案については、内容によって、今度は町長による調査を行うという場合がございます。こちらにつきましては、当然医師や弁護士、こういった専門家の加入によって実施されるということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 最後に、いじめ後遺症の問題ですが、いじめ後遺症なる原因としましては、謝罪も処罰もされないままだやむやになって、被害者の納得がないまま放置しておいて卒業になってしまうということで、完結編がないことが一つの原因だということになっております。

この辺も条例の補完する意味としまして、謝罪、処罰、被害者の納得を入れた、いじめの罰則規定等を私は作成する必要があると思います。危機管理、またはその抑止力をする意味でも、やっぱり規定をつくられたほうがいいと思ひまして、学校教育法第11条、または26条で児童の出席停止ができるとありますので、この辺も含めて、もう一歩先にいったいじめ防止対策として入れるべきではないかなと思うのですが、どうなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） まず、決着の話がございましたけれども、各学校からの報告におきましては、その決着の度合いについて報告いただいているというのが通例でございます。

まず、いじめの加害者への罰則を設けることということでのお話ですけれども、教育の場において、罰則規定についてはなじまないものと考えております。犯罪行為であれば、警察や児童相談所に相談通告しますが、それ以外であれば、あくまでも教育の範疇で指導すべきと考えております。いじめ防止条例につきましても、行政も学校も町民全体でいじめは許さないという宣言でありまして、決して罰則による矯正を目指したものでございません。

ただ、最終的には、被害者を守るための出席停止の扱いというのについては、適宜検討しなければならないということであり、幸いにしても今、中学校、小学校におきましても、そのような事例については報告されていないということについても回答させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 罰則規定を設けるとなると難しいということなんですけれども、いじめは、私は未必の故意だと思います。

この辺、指導とかする場合に、毅然とした態度でもって、子どもたちにも指導していただきたいと思います。教育上の指導という形で甘くなつては困ると思います。

以上、いじめ問題については終わらせていただきたいと思うんですけれども、やはり安心、安全で、子どもたちが学べる環境、私も一生懸命環境づくりに邁進したいと思っております。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 2番目に、中学校の自転車通学における自転車保険の加入についてです。

自転車で通学されている生徒がいると思うんですけれども、その自転車での賠償事故が問題になっています。神戸市の判例ですと1億円近い賠償命令が出ております。

子どもたちが加害者になることもあり得るという形で、子どもたちを守るためにも自転車保険の加入を考えていただいて、一つの質問をしていきたいと思うんですけれども、中学生で、現在自転車通学をしている生徒は何人か把握していますか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

現在、中学校におきましても、全生徒に自転車での通学を許可しております。このうち、多いときで約8割が自転車で通学をしているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） そのうち自転車保険に加入している生徒は何人かお伺いします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

全生徒が、賠償保険の関係としてはPTA安全互助会という制度がございまして、これに加入しております。また、医療関係ですと、スポーツ振興センター保険に加入

しているというところがございます。

さらに、学校では民間の自転車保険を紹介しており、この保険には約8割の生徒が加入しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 自転車保険の加入促進は、兵庫県が2015年に条例で義務化しており、2019年3月末では、仙台市、埼玉県、神奈川県など9府県6政令指定都市で加入義務化、条例化されているということです。福島県も条例化の動きがあるということを新聞で見聞きしております。

この辺も踏まえまして、自転車通学条件として自転車保険の加入を義務化してはどうでしょうか。町の条例化で、全ての自転車を運転する人には自転車保険、個人賠償責任保険の加入が望ましいんでしょうけれども、まずは中学生という形で、80%入っているということですが、明文化をされたほうがいいと思うんですけども、どのように考えているかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 全てを義務化すれば事足りるという考え方には立っておりません。

現在、先ほども申し上げましたとおり、賠償保険については、PTA安全互助会の保険については全員が加入しておりまして、任意加入についてもいろんな商品の中で、それぞれ家庭において内容、掛金等を含めて考えて加入しているということを考えれば、一斉に義務化は必要ないのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、子どもたちを守るという観点から立ちますと、義務化は必要だろうと思います。条例化されている県とか市町村でございますので、中学生だけは一応義務化という形で、町で検討していただきたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 次に、8番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（8番佐藤定男君 登壇）

8番（佐藤定男君） 通告にしたがいまして、一般質問をいたします。

まず、全国学力テストの結果についてお伺いいたします。

今年度の全国学力テストの対象学年とテストの科目をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 8番佐藤定男議員の質問にお答えいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査は、5月27日に実施されました。対象学年につきましては、小学校においては6年生、中学校においては3年生、実施科目は、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学になっております。

なお、昨年度は新型コロナの関係で実施されておらず、一昨年に実施された中学校

の英語につきましては、今年度実施されておられません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 全国学力テストの結果につきましては、文部科学省から8月31日に発表されております。

新聞報道によりますと、福島県の成績ですけれども、数学は、福島県の中学3年生は平均正答率が整数値で55%、これは全国で順番にしますと、全国が57.2%となり、順位では38位となっております。また、小学校6年生の算数ですが、これは正答率が整数値で67%、同じく全国が70.2%で、順位としては45位と低位にとどまっております。

それと、県の成績は発表で分かるんですが、国見小学校及び県北中学校の、まず数学と算数の成績についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

学力調査の結果については、小中学校1校ですので、国見町では素点そのものは公表していないということは、以前からお示ししているところでございます。

全国の平均との比較について述べさせていただきたいと思います。

ただいま数学と算数の点数ということですが、これは、全国平均と比較して同等という結果が出ております。なお、県平均との比較においても同等という結果が出ております。この同等と申しますのは、正答率で3ポイントの上下を含めての同等ということでの結果です。以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 新聞では、福島県の中学校の数学、小学校の算数は全国平均より下であるということですが、今の答弁で、国見町の小学校、中学校は全国と比べて同水準であると。ただ、県と比較しても同水準だと。県はやや劣るんですけれども、県と比較して国見町は同等なんですか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 全国平均、それから県の平均に比べて、それぞれ3ポイントの範囲にあるということですので、公表としては、県平均も同等、全国平均も同等ということとなります。

答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 県平均と比べるとということは、全国と比べて平均より劣る、それと同等ということなんですか。違うんでしょう。全国平均と比べて、数学、算数は同程度ではないんですか。どうなんですか。

その幅はいいんですけれども、先ほど最初に、数学、算数は全国と比べて同程度だと聞きました。ただ、新聞発表では、県が平均より劣るんです。でも、国見町は全国平均と最初に同等と言ったのに、県と比べても同等だというのはおかしいのではない

ですか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

当町の数学、算数の結果については、全国と県との間にありまして、両方と比較しても同等だということとなるのですが。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） では、次に国見町の小学校、中学校の国語の成績についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

こちらにつきましても、全国と県平均と比べて、やはり同等という答えになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 数学、算数、そして小中学校の国語、国見町の児童生徒は、比較して同等という結果ということだと思います。

それで、今回の成績は、前回2年前と比較してどうだったか。

まず、算数、数学について、比較してお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の関係で実施しておりませんので、令和元年との比較でお答えします。

全国平均との比較においては、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学、全てにおいて同等ということでございます。

また、県との比較においては、同等、やや上位という結果でございます。このやや上位というのは、逆に県の平均が動いた関係で上位というふうに理解していただいたほうが分かりやすいかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 前回の成績についても一般質問をしておりますので、そのとき、県は数学、算数は同等ということでしたけれども、国見町の小中学校については、それよりも点数を上回ったと答弁を受けております。

今回、全国レベルと同等だということで、それは成績が下がったとか、どうしてだとか、ここで改めて言うつもりはありません。ただ、毎回指摘されておりますように、数学及び算数、あとは理科系の課題が残っておるようになっているんですけれども、改めてテストの結果を踏まえて、今後の課題についてお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

全国、あるいは県の比較については今申し上げたとおりでございますが、この平均正答率で比べますと同等ということでございます。得点の分布状況、これも全国、あるいは県の部分とほぼ同様の傾向を示しているということがありますので、課題も同様だと考えられると思っております。

1つは、説明が求められる記述式の問題の正答率が低いということから、要約や要旨を理解する力、あるいは説明をする力という部分において育成を図る必要があると考えております。このため、読解力の向上を図る家読などの読書習慣の確立に引き続き取り組んでいきたいと思っております。

2つ目に、得点の分布状況、正答率の低い子どもの底上げを図る必要があります。これは、一斉授業だけでは解決をしない課題であると思っております。個別の指導、あるいは放課後の学習支援など、きめ細かな指導が必要と考えています。

現在、ICT教育ということで、タブレット端末での習熟度に応じた個別学習に取り組んでいること、さらに、公営塾において自ら学ぶ力を育むということを通して、子どもたちを支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今、今後の課題についてお伺いいたしました。

学習面と同様に、生活習慣もかなり学力には影響してくるかと思うんですけれども、学習習慣でのICTとか、あとはコロナ禍の影響もあったかとは思いますが、生活習慣での今後気をつけていく問題は何かありますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

実は、この全国学力テストにおきましては、生活習慣も調査をして、それと学力とをリンクして調べるというクロス集計ということも含まれてございますが、具体的なクロス集計のデータについては、まだ当町に届いてございませんので、詳しいところは今申し上げることはできませんが、新聞報道等でもあるように、まずは、そのコロナ禍の影響はそれほど出ていないのではないかということが言われています。ただ、現場の先生方に聞くと、やはり新型コロナで昨年度休んだ分については夏休みを短くしたりとか、取戻しつつあるということではあるんですが、子どもたちの学びの力をどう育むということについては、まだ課題があるだろうということは聞いてございます。

加えて、今問題だと思っておりますのは、やはりスマートフォン等の使用の問題であります。

実は今月、東北大学の加齢医学研究所の先生に、小学校6年生と保護者、教職員を対象にした講演会をリモートで行っていただきました。そのときに指摘をされたのが、スマートフォンをずっと使っている子どもたちの学びの力は、どうしても劣ってしまう。同じ作業をやっても、スマートフォンを1時間以上、2時間、3時間やっている子どもは忘れてしまうことが多いということ。逆にスマートフォンを使わない子

どもについては、学びの力が高まっているということが分かっているということが指摘されました。ただ、これはスマートフォンを絶対使ってはいけないという話ではなくて、スマートフォンを使っても、例えば1時間以内にする、勉強するときは自分の手許に置いておかないということで、集中するということだと逆に学力は上がるという傾向があると講演の中で報告を受けてございます。

このようなスマートフォンの課題については、多分、今国見町だけではなくて、どこでも生じている課題だと思ってございますが、県北中学校では、9時になればお休みのスマホということで、9時になればもうスマートフォンは親に預けましょうという運動をしております。そのような取組もこれからもしっかり続けることで、課題の解決に向けていくということが必要なと考えているところでございます。

一例ではありますが、そんなことは課題として捉えているということで、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 次の質問にまいります。

国見町図書館の利用状況についてお伺いいたします。

図書室から図書館へと、昨年10月から運営状況が変わりました。館内のレイアウトも変わりましたが、貸出し数や利用者層等の変化などについてお伺いいたします。

まず、貸出しについてお伺いしたいんですが、前年と比較しての増減をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えします。

令和2年10月から先月までの貸出し実績においては1万5747冊に対し、前年同期が1万4821冊でありまして、6%ほど増加しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 6%ほど増加しているということでございます。

運営状況が変わって、変わったことによるメリットは、他の図書館の蔵書が利用できるということになっております。この、他の図書館の蔵書の利用の実績はどのようになっていますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 国見町図書館にないものを他の図書館から借りて利用してもらうというサービスでありますけれども、相互貸借サービスというのが主なものになりますが、こちらは、今年の図書館オープンから45件ほどございました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 事業の運営につきましても、予算上は以前と比較して約300万円増加しております。受付などの人件費が主な支出かと思っておりますけれども、前は、用事

があるときにベルを押して係の方を呼んでいたんですが、今、常時受付に係が配置されているようなんですが、常時配置していくという形で今後やっていくんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えします。

昨年度、令和2年度の4月から、当時は図書室でありましたけれども、司書が専門的に配置となりました。それにつきましては、引き続き配置をしております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 予算の中身を見ますと、蔵書購入費として120万円計上されています。冊数にしますと約100冊以上かと思うんですが、これは大変な金額、数だと思うんですが、その購入する基準をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 選定方針につきましては、図書館において図書館選定会議なるものを開催しており、毎月、新作等購入に努めておりますが、その際の基準は、もちろん図書館にないもの、欠けているもの、また、皆さんからの予約、リクエスト等も反映しながら、また、小学校にも移動図書館等で出入りしておりますので、そうした子どもたちのニーズにもお答えするような選書としております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 読む力は生きる力を養うと、元名誉館長の内池和子さんがおっしゃっています。私もそのとおりだと思います。より多くの人に読書を楽しんでもらうために、今後、図書館をどのように運営していくのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

国見町の図書室が図書館になったときに、図書館の基本的な運営方針を定めてございます。読書の良さを活かし、読書を楽しむ町民があふれ、読書を通じて心の豊かさを育む「読書の町・国見」を目指すということで、利用者に寄り添う図書館として、次の4つの項目を掲げてございます。

1つは、子どもから大人まで豊かな心を育むということで、読書活動の拠点となること。2つ目は、利用者の課題を解決するという情報の拠点となること。3つ目は、子どもたちのための教育支援の拠点となること。4つ目は、大震災など、記憶を後世に伝えるアーカイブ拠点となることとございます。

昨年度は、コロナ対策臨時交付金を活用して、スペースの拡張、また照明の増設を行いました。加えて、図書の予約、リクエスト、レファレンスサービス、調査をするという意味ですが、レファレンスサービス、さらには、県立図書館等他館との連携により相互貸借サービスを提供して、読書環境の充実に努めているところでございます。先ほど課長も答弁しましたが、相互貸借の部分についても、かなりの利用者がいるというところでございます。

また、図書館に足を運んでもらうということが一番だと思っておりますので、今までも発行してございましたが図書だよりの発行と、今LINEを通じて、図書館LINEということで情報の提供もしております。利用者の増加に向けて啓発をしていきたいと思っております。

なお、運営につきましては、図書館協議会を設置しております。より利用しやすい図書館に向けた協議、検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 図書館に入ろうとしたときに気になったことがあります。私が見逃しているかもしれないんですが、ここが図書館ですという表示が見当たりませんでした。また、以前は1階フロアにあった日本文学の古典、芥川龍之介や夏目漱石等のコーナーがないので受付に聞きましたならば、2階に移したとのことでした。このことの案内もなかったように思います。対応いただければ幸いです。

この件は通告していないので、答弁は結構です。

以上で私の質問は終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時20分まで休議いたします。

（午前11時11分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、5番山崎健吉君。

（5番山崎健吉君 登壇）

5番（山崎健吉君） 初めに、新型コロナウイルス感染により懸念されておりました東京オリンピック・パラリンピックの開催には、賛否はありましたが、日本人の選手はもとより、世界の選手の活躍に大変感動いたしました。無事終了したことについては、選手と関係者に大変お疲れさまと申し上げたいと思います。

また、8月の台風10号、11号、大雨により、九州地区をはじめ各地区に多大な被害が発生しました。当町も、排水溝等の機能が十分でないため、処理できずに、至るところで冠水したと町民から連絡を受けました。担当部署での現地を調査していると思いますが、今後の対策をお願いするとともに、被害に遭われた町民の方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、さきに通告いたしました質問についてお伺いいたします。

当町の運動施設は、上野台総合運動場を核とし、各地区に施設が整備されておしま

す。しかし、各施設も、経年劣化により、修理費用はもとより、維持費が年々増加するのが現状であります。また、少子高齢化により利用頻度が減少している施設もあるように見受けられます。

東日本大震災当時は、屋外での運動制限もあり、福島県の運動能力は大幅に低下いたしました。また、コロナ禍においても、運動不足による弊害も指摘されておりますが、これらを踏まえ、当町の運動施設の設備などについてお伺いいたします。

まず1つ目に、当町のスポーツ少年団の団体数と会員数をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 5番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

4団体、69名となります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 県のスポーツ少年団の加入率、これは古いんですけども、インターネットに出ている状況を見ますと、震災前の平成22年で約17.6%と記載されていますが、現在、当町のスポーツ少年団の加入率は何%くらいになっていますか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

加入率という定義について認識しておりません。その数字は持ってございません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 県のインターネットの中には加入率という項目が入っているんですよ。私が簡単に計算したならば、県北中学校が大体200名、小学生が大体300名としますと、大体20%くらいが加入していると私は見ておりますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 人数に関しましては69名ということで、お答えしたとおりではありますけれども、分母に関しまして、その数字を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 4チームで69という数字が分かるのであれば、小学生と中学生足すと約500くらいと私言いましたから、それを割り算すると何%と出るんですよ。そんな感じでお答えいただければなと私は思っておりました。

次に、町の体育協会の同じように団体数と会員数をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

24団体、798名です。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私は体育協会には入っていないんですけども、この体育協会に入るといふメリットは何があるのかお答え願いたい。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

団体で競技するということで、みんなでやれるということの連帯感が生まれるということと、あとは施設を利用する際の減免に該当するというところで、優遇措置がございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） スポーツ少年団には交付金として22万5000円、それから体育協会には70万円、今年補助金が組まれていますから、それはそれなりにやっているんだと思います。

それから、体育協会に加入している団体1チーム当たり会員数が多い団体を教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

一番多いのがソフトボール部で167名です。次に、2番目では野球部の117名、100名を超えるところはその2団体ですが、次にパークゴルフ部の61名というのがございます。合計で798名が所属しております。

以上です。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 事前に、私、調べておいたんですけども、野球部は4チームで130名くらいなんですね。そして、グラウンドゴルフは2チームで45名くらい入っていると。そして、一番多いのが、1チームで六十二、三名がパークゴルフなんですよ。それらを今後お話ししていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、上野台総合運動場の近年3か年の年度ごとの利用状況を若干お伺ひしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

平成30年で6,805名、令和元年度が6,095名、令和2年度の実績といたしまして4,927名です。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） そうしますと、上野台総合運動場の各施設の割り算をしますと、大体1日当たり二、三十名かと思っておりますけれども、これは中学生が入っているかどうかをお答え願いたい。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 集計には含まれております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 本当に中学生が入っているんですか。体育館がありますけれども、中学生は、現地の管理者に聞くと、カウントしていないと聞いていますけれども、若干違う気がするんですけれども、いかがですか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 答弁のとおりではあります。集計に際しまして、事務的なことと言いますと、毎日の使用報告書というのを施設利用後に出していただいておりますから、これによって中学生も集計されております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 分かりました。では、集計については、いろいろな見方がありますので、それ以上は追求いたしません。

次に、4番目に、隣接する伊達市、それから桑折町に屋内の温水プールがございます。子どもや町民の健康維持として利用しておりますし、私もたまたま行くことがあります。しかし、残念ながら、国見町の町民プールは平成29年度から中止しておりますが、今後の再開について伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えします。

町民プールの再開には、多額の改修費用を要することが予備的調査で判明しております。令和2年3月定例会でも答弁したとおりとなっておりますが、調査設計で数百万円、再開までの修繕費用が概算で7000万円程度となる見込みであります。

プールの利用に関しましては、夏の2か月の利用でありますこと、修繕コストのほかランニングコストも必要なこと、1日当たり利用者数が、震災前、平成22年度におきましては118名でしたが、平成29年度は32名であることなど、再開については極めて厳しい状況であります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ということは、今の答弁を聞いていけば、国見町にはプールはつくらないと聞こえますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

現時点におきまして、再開については極めて厳しい状況でありますということになります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 代替案として、個人的には、これは学校教育の関係もあるんですけども、小学校のプールとか中学校のプールがありますよね。時間外に、それを空いた時間に利用させるという方法もあるのではないかなと思うんですけども、これらについてはどう思いますか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

当然にして、学校のプールということも検討材料としては考えさせていただいたこともあります。しかしながら、管理上の問題から一般への開放に関しては厳しいものであるということで答弁させていただいた経過がございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 今の話を聞きますと、検討したと。しかしながら、管理が大変だと。だったら管理をすればいいのではないですか。そうすれば、その1か月か2か月の間だけでも、数が少ないとかという話をしていましたけれども、それよりも、今はコロナ禍で出られない、いろんな運動不足だと言われる中ですから、ぜひそれも検討の材料にいただいて、検討が2年も3年もならないように、来年には実施される方向で検討していただきたいなと思っております。

では、5つ目の問題に入ります。

近年、誰でも簡単にできるパークゴルフが話題になっています。平成24年にパークゴルフ協会が当町に設立されたと聞いております。また、パークゴルフ協会と国見町の寿クラブ連合会からも、これまでも建設の要望を受けて、当町もパークゴルフ場建設検討委員会で平成29年から検討されていると伺っておりますが、どのように今まで検討されたか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

平成29年のパークゴルフ場建設検討委員会から答申をいただいた後、パークゴルフ教室を開催したり、町長杯スポーツ大会の種目に加えたりなどして普及啓発に努め、愛好者の拡大に取り組んでまいりました。

しかし、答申に示されました「これまででない体制を構築し、経費の圧縮に努める」ことの本意が立たないこと、さらに、答申で指摘されていた多額の整備費を住民が受容するためのパークゴルフ人口は、増加はしておりますが、会員は61名です。さらに、老朽化しております既存の体育施設の維持管理経費と多額のパークゴルフ場整備費用の財源確保とのバランスを十分精査する必要があると思っております。

また、答申時と現在とではパークゴルフを取り巻く環境も変化しております。伊達市に36ホールのパークゴルフ場が整備されたこと、白石市でも整備計画があることなどもあり、広域連携による共同利用も検討すべきことと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の答弁も、最初からやらないの答弁なんですけれども、これも平成29年の第2回定例会で前町長は用地問題と財源問題が解決されれば早い機会に検討したいと答弁をしているんですね。私も何か所か候補地があったということを聞いています。

それで、私も、現地を見てきたんですけれども、私見ですけれども、用地問題については、これはパークゴルフの設置基準があるんですけれども、36ホールだと公式なんですけど、公式ではない18ホールくらいで一般にでき、18ホールで大体1.5ヘクタールから2.5ヘクタールあれば大丈夫なんです。そして、今は使われていないと思われる大木戸にある町民野球場、1.3ヘクタールあるんです。隣の大木戸ふれあいセンターのスペース、これは0.9ヘクタールあるんです。周辺の町有地だけで0.3ヘクタール、合わせて2.5ヘクタール、これだけあるんです。ということは、18ホールを造るには十分間に合うスペースを町は持っているということなんです。

それから、これも私見ですけれども、金と用地の問題についての財源問題としては、ふるさと復興基金は何にでも使ってくださいという人が多いという話ですから、やはり今、後期高齢者が、65歳以上、国見町は県北地方で一番多い42%いるわけですよ。若い人もやっているんですけれども、その人たちも考えれば、相当この基金も有効に使えばできるのではないかと。

だから、財源問題と用地問題は何とかなるのではないかと。逆に、別なほうに使わないで、高齢の方の健康の楽しみに使っていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今、私見は私見として伺っておきます。

町の立場で申し上げますと、確かに平成29年度に検討委員会が開かれまして、候補地の選定であったり、あとは4つぐらい意見が出されております。その中の一つが、今、生涯学習課長が答弁した内容です。

もう一つ気になるのは、平成29年当時に、既存の施設の取扱い方というのも教育委員会の中で討議されています。それは、新しい施設を造る前に、既存の施設の改修あるいは修繕はどうするんだという議論がございました。まずは既存の施設をきちんと直してから新しい施設を造るべきだろうというのが、教育委員会、特に生涯学習課サイドの考え方だったと記憶をしております。

そのときに、当時の生涯学習課はスケジュールを立てたんです。まず、既存の特に体育館、観月台文化センターの体育館や上野台運動公園の体育館、柏葉体育館、旧森江野小学校の体育館、あとは大枝の東部高齢者等活性化センターの体育館があります。その体育館の遮光カーテンがぼろぼろだと、そういった細かいところまでの検討をしています。まずはそちらを優先して修繕をすべきだろうといった考え方がまずありました。そして、それが解決した後に、では新規のパークゴルフ場の建設についての財

源確保であったり、そういったものを取り組んだらいかがだろうという考え方が生涯学習課にはありました。

ところが、なかなか財源の確保のところとうまいものを見いだせなかったんです。宝くじの関係で交付金があったんですが、それは平成29年当時ですと何とかあったのかもしれませんが。そういう手続も実際に生涯学習課はしています。起案書まで作っています。ところが、それに対してのゴーサインが出なかった。

というのは、その宝くじ関係の交付金を使って、グリーンアリーナの人工芝、あそこももう本当にぼろぼろなんです。そういった人工芝の張り替えをしたい。大体あの当時で3000万円ほどの予算が必要でした。それについての交付金の申請をしたいと考えていたところもあったんですが、それに対してのゴーサインが出なかった。

当時の生涯学習課が考えていたのは、グリーンアリーナの人工芝の修繕が終わった後に、同じように宝くじの交付金に手を挙げて、パークゴルフ場の建設の一部に充てたらどうなんだろうという協議も生涯学習課の中ではされていました。ところが、しょっぱなのグリーンアリーナの人工芝の張り替えについてのゴーサインが出なかったということもあって、少し頓挫してしまっただけです。その後はもうオリンピックが始まりますので、宝くじ関係の交付金というのはオリンピックのほうに重点的に使われるという配分にされてしまったので、なかなかうまくいかなかったというところもございいます。

本題ですが、今、町として考えているのは、まずは既存の施設の維持修繕と、あとは町にたくさんある社会教育施設、社会体育施設、そういったものを今後どういうふうに維持管理、廃止も含めてしていったらいいのかという計画を今つくっています。

実際に、施設というのは、造れば造った時点から劣化をしていきます。本来ですと、完成と同時に維持管理の計画というものをつくらなければならないんですが、国見町ではそれは一切やっていません。今の時点で、例えば観月台文化センターの今後の維持管理にどういったことをやってどういった経費がかかってくるかという計画を立てようとするれば、700万円から800万円かかります。そういったことを個別の施設に、国見町は今やれるのか、そういった体力を持っているのかということを考えますと、残さなくてはいけない施設と、あとは廃止をしなくてはならない施設、そういった選別も少なからず必要になってくるのかもしれませんが。

町としては全部残したい気持ちは十分にありますが、人口減少と税収の目減り、今、山崎議員は、ふるさと振興基金をパークゴルフ場の建設に使ったらいだろうというお話をされましたけれども、それ以前に、今ある施設をどうするかという大きな問題があります。そういった包括的な議論を急いでやらないと、今、軽々に、はい、パークゴルフ場は造りますとは今の町の状況では言えないということをご理解いただきたいと思います。

そして、今、広域連携というのがございいます。福島市を中心にいろんな議論がされていますけれども、これも先ほどの生涯学習課長の答弁にありましたとおり、パークゴルフ場は伊達市にあります。白石市も今計画があるんだそうです。取りあえずはそ

ういったところをお使いいただく。その間に、先ほど申し上げた国見町の公共施設の在り方という抜本的な見直しをきちんとしなければいけないと考えています。

ここで私が造りますと言うのは本当に簡単なことなんですが、それ以前に解決をしなければならぬ課題がたくさんあるということもご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） さきに私がお話ししたように、施設には、当然廃止すべきものと、これから継続していくものもあるということを前提にお話ししています。ですから、当然、要らないと言ったらその地区の人が困るかもしれませんが、少子高齢化の問題の中でも、町長がおっしゃったとおり、それはそれなりに実現していただきたいなと思います。

それで、今、町長がお話ししましたように、伊達市は昨年10月にオープンしております。そしてまた、飯舘村も今年4月にオープンしました。この問題を取り上げる前に両施設を見学してきましたが、大変良い施設なんですね。そして、多くの年配の方が汗を流して楽しんでいただくと。これは、やっぱり町民の健康、それから生きがい、また医療費削減、その3点にもなると思いますので、多くの方々が要望しているところでもあります。

ただ、今、町長が言ったように、何年かかるか分かりませんが、その維持管理費の修繕問題を早めに決着つけていただいて、それらも早急に検討していただきたい。そして、その検討は、いつまでも検討ではなくて、ここまで答えが出ましたというように検討をお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 今のはご意見だというふうには受け取っておりますけれども、答弁をさせていただきます。

平成29年に答申が出たということであれば、それ以前にこの課題があったんだと思っています。それから今まで確かにほったらかしにしていたのは、行政の責任だと思っています。造るなら造る、造らないなら造らない。あるいは今の状況をきちんと皆さんにお話をしなければならなかったことをしなかったということは行政の誤りだと思っています。大変申し訳ありませんでした。

あとは、実際に何が必要で何が必要ではないのかという、ちょっと言葉はきついかもしれませんが、人口減少だけを施設の改廃についての基準にはしたいとは思っていないんです。例えば体育施設であれば体育施設なりの、防災計画で避難所に指定されているところもございまして。あとは、地区の中央集会施設についてもそうです。そういったことも、いろんな総合的に判断をして施設の在り方を考えるということ、その立ち位置をまず再確認していただいてご理解をいただいた上で、あとはタウンミーティングだと思っています。今始めてはいますけれども、まだまだ足りない。実際に生の声を聞かせてもらおう。当事者の意見を我々行政はきちんと受け止めて、それに応えるということを繰り返していく中で、パークゴルフ場の問題であったり、あ

るいは社会体育・社会教育施設、あるいは学校であったり、いろんな公共施設、道路なんかもそうですし、橋もそうですし、そういった国見町にある公共財についての今後の在り方というのを議論していければいいかなと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、次に入ります。

6番目の、生涯スポーツ社会の実現に向けて、県は平成22年にスポーツ推進基本計画を策定し、総合型地域スポーツクラブの創設を各市町村に促進してきました。現在40市町村に80の総合型地域スポーツクラブが設立していますが、県北地方では当町だけが未設立ですが、未設立の理由と今後の取組についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

県の基本方針が出て以来10年弱、確かに時間が経過しており、設立に至らず現状にあるということは、議員ご指摘のとおりでございます。

取組ということでもありますけれども、成人のスポーツサークル加入者の減少や固定化が顕著でありまして、生涯を通してスポーツを楽しめますよう、また、中学校の部活動やスポーツ少年団の編成が難しく、休日の部活動を担う一つの受皿としてのスポーツクラブの設立に向けた検討を進めるため、今年2月に国見町総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会を立ち上げたところです。これまでに4回会議を開催しまして、クラブの可能性や将来像を議論しております。

今後は、先行クラブの視察や、国見町ならではのクラブの在り方や設立の実現性について検討を進めることとしております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、人数が少ないからとか、スポーツがなかなかできないとかいう話がありましたけれども、1,000人以下の人口である檜枝岐村さえ入っているんですよ。結局、今までこの会に入っていなかったために補助金が出ないということもあったと思うんですけども、それらを考慮して今後十分に検討していただきたいと思います。

また、これは、第6次国見町総合計画、スポーツの推進が記されています。人口減少と維持費の問題から広域共同利用を模索していきたいという答弁も町長からありましたので、これらも含めて、今後、行政としても十分ご検討していただきたいと思えます。

7番目に入りますが、福島県の運動能力は年々低下していますが、当町の成人及び中学生以下の運動能力は全国的にはどの程度の位置にあるか伺います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えします。

町民の運動能力につきましての市区町村別の統計はございませんので、町では、特

定健診時に受検者の方から運動習慣の状況を聞き取りしたデータを活用しております。これによりますと、令和2年度では、「1日30分以上の運動習慣がない」と答えた町民は、国見町では70.5%となっておりまして、これは県平均は62.4%、同規模の町村で65.2%、国平均では60.3%です。比較しますと5ポイントから10ポイントほど高くなっておりまして、国見町民の運動習慣が総じて低い傾向にございます。そこで、運動能力につきましても、同様に低い傾向にあるものと類推をしているということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 中学生以下につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

昨年度の体力テスト、これは小学校5年生、中学校については2年生が基準ということで考えていますので、その結果についてお示しさせていただきます。

体力テストにつきましては、全部で8項目から成っております。小学5年生男子においては、柔軟性や握力の3項目については全国平均の水準にありますが、敏捷性や持久力、そのほかの5項目には下回っているという結果でございます。女子では、体力テスト全項目にわたりまして、全国平均、福島県平均を下回っているという状況です。さらに、中学2年生におきましても、男女どちらも、全ての項目で、全国平均、県の平均をも下回るという結果になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それで、参考までに、現在の県北中学校の生徒数はちょうど200名なんです。そして、我々団塊の世代は1学年だけで400名もいたんです。全校生徒で1,000名ですから、当時から比べると5分の1ということになりますけれども、少子高齢化により、現在の県北中学校の運動部は、私も初めて知ったんですけれども、今年から野球部も残念ながら廃部になったということを県北中学校の先生にお聞きいたしました。そして、運動部は何があるんですかと聞いたならば、テニスとバスケットボールとバレーボールと卓球、この4部だそうですね。すると、4部というのはほとんど室内スポーツということに私は理解しております。オリンピックやパラリンピックを見ても、屋外でのスポーツも大変魅力あるスポーツだと思っております。

各学校も、各部ごとに指導する教員の制限もあるということですが、例えば、野球部がやりたいが、指導者がいないということで、それをそがれるという生徒がいたという話もお聞きしました。これらを含めて、200名だから何もできないのは当たり前だと言われるかもしれませんが、ぜひ、そういうやりたいスポーツがやれない人にも何か良いアイデアがあったらなど。

ちなみに、あと文化部というのがありますが、文化部は吹奏部と美術部の2つだけで、割り算しますと、200人の生徒のうち半分以上、3分の2くらいは文

化部で、運動部がほとんど少ないという話をしていますので、何かやれる運動があるならば、ぜひ何かの手だてがあるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今お話をいただきましたとおり、中学校においては200名の生徒ということで、部活には基本的に入るといってやれていることではありますけれども、文化部と運動部、運動部のほうはなかなか生徒が集まらなくてできなくなっているというところも実際のところではあります。

ただ、指導者がいなくてできないということもあるんですけども、やっぱりチームスポーツで人数が必要なところについてはどうしても厳しくなるということで、今お話ありました野球部については、県北中学校単独ではできなくて、松陽中と組んでチームを編成したということがありましたが、そこでも足りなくなっていて、休部ということになっています。

先ほど実はお話をいただきました総合型地域スポーツクラブについては、成人のスポーツのところもありますけれども、当然、中学校の子どもたちのためにも必要かなということで検討をしています。

というのは、今、人口減少がここまで来ているという中で、子どもたちだけでスポーツをやっていくのは難しくなっている。もう一つは、成人も成人だけで、野球とかソフトボールとかバレーボールとかをきちんとチームスポーツとして何チームかが集まってやることも難しくなっているということがありますので、子どもと大人が一緒にスポーツクラブの中で楽しむことができればいいかなというところが県の地域総合型スポーツクラブの趣旨でもあります。それについては、中学校でいうと、教員の働き方改革にもつながってくるんですが、地域で皆さんにもお手伝いをいただきながら、子どもたちのスポーツと成人のスポーツも融合させて、健全な体をつくってほしいというところに結びつけていければということも含めて検討しているということをご理解いただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 最後になりますけれども、12月の私の一般質問でも、町民の健康維持、それから運動施設の充実、あと指導者の育成が重要だと認識しているという発言をしましたが、基本的にどのように今後取り組んでいくかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えします。

国見町は、上野台運動公園のテニスコートや総合運動場と観月台文化センター体育館など4つの体育館があり、たくさんの方々に利用されており、引き続き適切に維持管理を進めていきます。

また、指導者についてであります。12名のスポーツ推進委員を基本としながら、数多くの種目ごとに特化した団体の指導者や外部講師を活用して、引き続きニーズに

合わせたスポーツ事業を展開していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

5番（山崎健吉君）では、引き続き、スポーツについてもご指導をよろしく願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（東海林一樹君）生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君）申し訳ありません、先ほどの山崎議員の質問の際のスポーツ少年団の加入率でありますけれども、ご答弁させていただきます。

小中学校で、議員おっしゃられたとおり、500名弱の分母数ということに対して69名でありますので、加入率というところでは13.9%という数字となります。

なお、高校生もスポーツ少年団加入の対象ではありますけれども、こちらの部分の数値は持っておりませんことを申し添えます。

以上、補足説明とさせていただきます。

以上、答弁いたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君）午後1時まで休議いたします。

（午後0時06分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君）再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君）一般質問を続けます。

次に、10番渡辺勝弘君。

（10番渡辺勝弘君 登壇）

10番（渡辺勝弘君）令和3年第5回国見町議会定例会に当たり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、災害対策基本法改正による今後の対策案についての質問であります。

静岡県熱海市や西日本、東日本太平洋側を中心に記録的な雨が降り、土砂災害が発生し、多くの家屋が被災し、亡くなられた方も多く、甚大な被害を受けました。災害の中でも土砂災害についてお伺いします。

今年5月の災害対策基本法の一部改正により、避難勧告が廃止され、避難指示で必ず避難することと変更になりましたが、まだ町民にとっては内容を十分理解していないのではないかと考えられます。今後も継続して周知していく必要があると考えますが、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君）住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君）10番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

災害時に避難を促す警戒レベルとしまして、今までなじんでおりました避難勧告が廃止され、避難指示に変更となり、今後は、警戒レベル4、避難指示として、全員が危険な場所から避難をすることとなりましたので、町民に定着するように、積極的に、継続的に周知をすることとします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 確かに、避難勧告がなくなり、避難指示で素早く避難する場所に行きましょうという、極端に変更になったとは思えないくらいでありますけれども、国が改正を行うということですから、大変大切なことだと思っております。その辺を考えれば、どのように周知を行っていくのか、そして、徹底させていくのか、その点について再度お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

今後の周知の部分とのお質しと思えます。

法の改正以降、広報くにみの7月号に特集ページを組んでもらい、まずは周知を図ったところでございます。また、さらに、ポスターが配布されており各公共施設に掲出させていただき、避難レベルの変更について周知させていただいたところでございます。

また、今後の部分でありますけれども、間もなく、県が作成をした「ふくしまマイ避難ノート」の改訂版、そちらにも書かれておりますので、こういったものをそれぞれの世帯に配布させていただいて、これを基に日頃からの心がけを続けていただければ良いかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長が言いましたように、避難レベルのポスターということで出ております。

あと、県からもこれから出てくるということなので、それを各世帯に保管できるような形で、ただ紙を入れるのではなくて、ポスタープラス防災行政無線なども利用した形で周知を行ったほうがよろしいと思っておりますが、その点について再度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

ポスターと防災行政無線をつなげて周知を図ったらどうかというお質しだと思います。

今現在、考えておりますのは、県のふくしまマイ避難ノートの各世帯への配布さらに今後配付予定のハザードマップ、こちらは各世帯において、それぞれ貼り出して使っていただけるような、そんなスタイルを今のところは考えているところでございますが、そちらにも、その避難のレベルについても明記をさせていただき、い

ろんな形で見えていただくことができるように周知を図っていきたいと思っております。

ただ、防災行政無線の呼びかけについては、これは現実的な災害の際の呼びかけが主になるかと思っておりますので、現在のところは直接、防災行政無線での周知という部分については考えていないということだけ申し上げておきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ポスターで十分周知ができるということで、防災行政無線に限っては、本当の災害になったときにしか必要ないということなので、それはしようがないなと思っております。ぜひポスターを十二分に活用して、理解してもらうように、今後ともお願いしたいと思っております。

先ほども申しましたが、防災行政無線の周知はやっておりますけれども、住民の一人一人が避難指示になったら、どのような行動を取るのか、取るべきなのかを考えてもらうには、反復してやっていくことが大切だと思っております。災害が起きてから周知することは当然やらなくちゃいけないと思っております。ですが、災害が起きる前のことを想定した動きが必要ではないかなと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

平成25年の法改正により、避難行動要支援者の名簿が義務化されました。全国でも99%の市町村が作成し、普及しております。名簿の更新方法などをどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

避難行動要支援者名簿の登録や更新につきましては、民生児童委員による高齢者の情報のほか、介護認定や障害者の手帳区分によって要件を満たす方については、新規認定や区分変更の際に、福祉課内の担当者からその都度、情報を得ているところでございます。また、死亡や転出などで対象から外れる方については、住民防災課戸籍係から異動情報が提供されております。

そして、これらの対象者の情報については、名簿の作成管理業務を委託しています町社会福祉協議会のコーディネーターに依頼して、名簿データの更新を随時行っております。そして、この更新した名簿は、民生児童委員が確認を行い、同意をいただいた方の名簿について年1回、町内会長をはじめ、消防団、警察署、民生児童委員へ情報提供し、共有を図っているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） では、避難行動要支援者というのは、ネットで見ましたけれども、情報入手の困難な方、あるいは、逆に発信の困難な方、例えば、視聴覚障害者、また、知的障害者、乳幼児、そのほかに言葉の分からない外国人も対象となっているという

ことになっております。高齢者だけではなく移動に介助が必要な方と、様々な対策が必要となっていると思います。

そのように変動は常にあります。常にいろいろな人が、今まで健全だったのが急に歩けなくなったという人があると思います。そのためには、最新の情報が不可欠だと思っております。先ほどいろいろな情報を共有しているということですが、その情報を各町内会単位で組織されている自主防災組織や、その他の協力団体に対してはどのように発信をしているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） 名簿の情報発信の方法についてというご質問ですが、先ほど答弁した内容になりますけれども、自主防災組織を代表します町内会長、さらに、町の各消防団、福島北警察署、民生児童委員に対しまして、年1回、その更新した名簿を提供しているというところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今のように情報が常にリンクしていると、消防団や町内会も含めて、情報共有は大丈夫だと思っております。

では、次の質問をさせていただきます。

内閣府では、災害時において、先ほども申し上げました避難行動要支援者名簿を十分に生かされていないということで、高齢者の被害が多いということから、個別避難計画の作成が自治体に努力義務とされていますが、当町ではどのように取り組んでいるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

個別避難計画の作成につきましては、先ほど申し上げました避難行動要支援者名簿に基づきまして、地区担当の民生児童委員がそれぞれ個別避難計画の説明を行いまして、その作成の意向について、要支援者情報申請書により町に提出をしていただいております。その後、個別計画の希望がある方には、緊急性が高い方から町社会福祉協議会のコーディネーターが個別に訪問をして、計画の作成を進めております。

また、既に個別計画を作成している方には、年1回、民生児童委員が計画の内容や情報に変更がないか確認を行いまして、更新を進めております。

ちなみにですが、避難行動要支援者名簿の登載者は388人、うち個別避難計画の作成者は225人となっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） その個別計画がほかの市町村ではできていないところもあるそうなんですけれども、町内においては、個別避難計画を作成して、個別に民生児童委員の方々がお邪魔して、その行動に対していろいろな情報を渡しているということで、ほかの市町村から比べれば進んでいるのかなと思って感心しております。

では、個別避難計画を作成するには、さっきも言っていますけれども、最新の情報を集めなくてはならないと思っております。そのためには、自主防災組織の協力といういろいろな各団体の協力が必要だということは、先ほども聞きました。情報収集に時間がかかり、やはりマンパワー不足、どうしても人手不足ということがありますので、各自治体では成果が見られていないのかなと思っております。

そのためには、先ほども出ていますから、社会福祉協議会のコーディネーターの方々の福祉専門職の参画によってより効果的な、まだ入られていない方に対しての計画策定ができるのではないかと思いますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） マンパワーの活用というご質問でございますが、先ほど答弁しましたとおり、町では、この個別避難計画の作成については、町の社会福祉協議会に委託しております。社会福祉協議会におりますコーディネーター、福祉活動専門員になりますが、専門的な研修を受けてこの作成に当たっているところです。緊急性の高い方から個別に訪問して、必要があれば民生委員や町内会長、あるいは、ケアマネジャーなどとも連携しながら、その計画の作成を進めているところであります。

ただ、昨年からコロナ禍で訪問が難しい状況ではありますが、基本的にはそのような対応をしておるところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 福祉専門の方々がいろんな情報でやられれば良いと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

個別避難計画の作成や避難行動要支援者名簿の作成をする上で、正確な情報が不可欠だと思っております。そのためにも、避難行動要支援者のマイナンバーカードの登録の義務化を推し進めるべきではないかと考えますけれども、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

今回の法改正によりまして、名簿や個別計画の作成、更新において、マイナンバーカードが活用できることになりましたが、町におきましては、先ほど答弁したとおり、現状では民生児童委員の情報及び役場内の情報連携によりまして、対象者の把握や名簿の更新についてはスムーズにできておりますので、マイナンバーカードを活用する必要性や緊急性については、現状ではないと考えておるところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私は必要性がないということではなく、義務化となれば自分の個人情報提示することになりますので、必要なのではないかと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

6月の定例議会で、山崎議員の一般質問で、福祉避難所への移送は、町で行うものと考えているということで答弁されておりましたが、避難行動要支援者を避難させる際に、町職員だけで本当に行うことができるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

まず、町職員が行う、この部分についてお話をさせていただきたいと思いますが、一般的に、避難行動要支援者が必ず福祉避難所に避難をするということではございません。まず、避難行動要支援者につきましては、基本的に一般の避難所へ避難をしていただくこととなります。ただ、その際は、あらかじめ定められた支援者の方々の助けを借りて避難をしていくということになります。

しかしながら、例えば、ストレッチャーでないと移動できない、先ほど個別避難計画のお話ありましたが、その中で、医師に相談をしなければ移動できない方も中にはいらっしゃいます。そういった方々については、当然、その支援者のみで対応することは不可能でありますので、いわゆる福祉車両、さらに、緊急車両も含めた、その移送の方法については、関係機関と町が調整をすることとなるものであります。

福祉避難所につきましては、前回の6月定例会の一般質問でも、私お答えさせていただきました。一般避難所と同時に、自動的に開設をするのではないということが前提でございます。避難者ご自身の判断で福祉避難所に向かうのではないということでございます。したがって、そのような意味合いを含めて6月定例会で答弁させていただいたものですので、ご理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 当然、避難行動要支援者の介添えには車も必要です。その車を用意する、あるいは、それを運転する人の人数も必要になります。また、避難行動要支援者の方々をどの順番で避難させるかなどの問題もあります。健常者の避難訓練はやっていますけれども、今までに避難行動要支援者のための訓練をして、実際、職員たちだけで十分できるんだという実績があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

訓練の部分のお話でございますが、確かにその要支援者で特別の配慮が必要な方々、いわゆる個別避難計画の中で特別な配慮が必要な方々を直接、動かしての訓練というのは行っていないところでございます。現実的に行うのは難しいのかなとも思っております。ただ、そういったところを想定した上で、福祉の移送技術を持つ事業者、それから、緊急自動車を所管する部署等を含めて、訓練については今後になりますけれ

ども、ぜひ行っていきたいなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長から答弁いただきまして、今後、いろんな情報、いろんな方々の協力を得て行うことが大切だと思います。今まで何もなかったから大丈夫なんだというのは、今までのことであります。想定ができないからこそ、想定を逆にして、行動をし、こんなふうにできたという実績もあれば、逆に次の人たちを助けることになっていくと思っていますので、その点についてぜひ検討してください。

最後の質問に移らせていただきます。

避難行動をするにも、あるいは、いろんなものをやるにも、自助・共助・公助の精神を持って行動するには、町民一人一人の自覚が絶対必要となると思います。地区によって、今回の場合は土砂災害ということを中心に見ていますが、土砂災害に関係ある地区もあれば、心配がないという地区もあると思います。地区によりその温度差がある自主防災会を一体化するためには、防災訓練等も含めて、今後、どのように防災対策を進めていくのか、そして、どういう考えをしているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

国見町では、先ほど土砂災害の部分のご質問が続いておりましたけれども、大雨一つ取ってみましても、山手はもちろん土砂災害のおそれがありますし、川沿いでは、浸水害のおそれもございます。そのように、地域によって気をつけなければいけない事象が大きく異なるのはご存じかと思えます。

町では、それぞれの地区の特性に応じた災害の情報発出、避難の呼びかけは行いますが、一番重要なのは、日頃からの住民の皆さんの防災に対する、その意識づけなんだろうと思っております。そのことが、皆さんが直接その命を守る行動に移れるかどうかということになってくるものと考えております。

そのためには、ご自分の住んでいるそれぞれの地区で、普段から何に気をつけたらいいかということ、さらに、気象が変化してくる、大雨が降ってくる、台風が近づいてくる、そうすると、どんなことが起こるおそれがあるのか、そういった部分を、個人もそうですけれども、自主防災会の中でぜひ意識をしていただきたいと考えているところでございます。それらを想定した訓練を行うことで、自分の身を守るために行うこと、それから、みんなで助かるために行うこと、こういった自助・共助の考えが根づいていくのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長としての立場としての答弁だと思っております。今の考え方で従事していただきたいと思っておりますが、最後に町長にお尋ねします。

今、課長が答弁していただいた全てのことに對しても、大変良いことだと思ってい

ます。町長から、町として皆さんを守るためにはこういうことをしていきたい、あるいは、こういうことを前提として、住みやすい町にしていくんだという心意気をもう一度聞かせていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

町の第6次総合計画の中に基本理念がございます。これは、命を大切に、誰もが幸せに暮らせるまちづくりというものがございます。それにのっとった町の施策展開をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町長から、一応答弁していただきましたが、最後になりますけれども、各自主防災会を一体化することはまだまだ、時間がかかるのかなと思っております。私からの質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、12番浅野富男君。

（12番浅野富男君 登壇）

12番（浅野富男君） 9月定例会にあたっての一般質問になります。

まず初めに、大型商業施設とまちづくりについて伺います。

伊達市堂ノ内地内に、東北一と言われる大型商業施設イオンモールの出店計画があることが町より示されました。また、このことに関連して、県に対して、町として5つの項目の意見を述べることになっているとのことであります。近隣に大型商業施設があるということは、地域にも大きな影響が及ぶと考えられます。本町の今後のまちづくりをどのように進めるのか、その方向性が左右されることになるものと思っております。共存共栄が望ましいことではあります、そうなるには難しいのではないかと考えております。

初めに、商工会員に対しアンケート調査を実施したとのことであります。客足が遠のくのではないかとという心配な回答もありましたけれども、商店が衰退することはないのか、町としての考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、客足が遠のき、売上げの減少につながるのではないかと心配する意見も寄せられた一方、県北地方がにぎやかになって良いことなど、肯定的な意見もございました。

町では、今回の大型商業施設イオンモールの設置に伴う商店への影響について、ゼロではないと考えてございます。しかし、これまで以上に県北地方を訪れる方が増えることも十分に想定されますので、町内の各商店がオンリーワンの魅力を情報発信できる仕組み、仕掛けを商工会とともに構築してまいりたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 影響はゼロではないと、いろいろ考え方もあるんだろうと思います。

このアンケートの中で、私が注目しているのは、最後に町の報告であるように、時代の流れで仕方がないといった回答もありました。これが私が非常に危惧するところで、今後のまちづくりにも影響するようなことが、この人は考えているのではないかと思います。憶測になりますけれども、答えた方は、もう店を畳むしかないと考えているのではないかと思いますけれども、このあたりに対する配慮はどのように考えておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

確かに、アンケート調査の中では、時代の流れで仕方がないとの意見を述べられた方がいらっしゃいます。個人名はお出しできないのですが、この考え方はいろいろ捉え方があるかと思いますが、商店街の中にも様々な経営をされている方がいるかと思っています。後継者がいる商店、あるいは、後継者が不在で今の代で終わる商店、様々なことがあるかと思っていますので、一概に何とも言えない部分ですが、町としましては、イオンモールの出店によって影響がゼロではないと考えてございますので、まずは、そのイオンモールに来られた方々をいかに国見町に誘客できるかが一番のポイントかと思っておりますので、できる限り国見町のほうに足を運んでいただけるような仕組み、仕掛けを今後、考えてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 今、課長が答弁されたようなことは私も十分承知しておるところでありますけれども、誘客は、このあたりでいろいろ難しいことがあるのではないかと思います。距離的なものも、まずは一つは出てくるのかなと思います。誘客の手段として、地元に通の駅もありますけれども、そういった形で誘客を行う必要があると思います。ただ、やはりこの時代の流れで仕方がないといったようなこの人たちの意見が町の本当の姿ではないかと思っておりますので、このあたりの立ち位置については、しっかりと押さえていただきたいと思っております。

2番目の質問にまいります。

平成30年に市町村に対して県が行ったものですが、「郊外への大型店の立地を抑制することについてどう考えるか」といったアンケートが実施されております。本町では、どのような答えを出したのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

平成30年のアンケートでございましたが、当町の回答としましては、選択肢が4つある中から、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」との回答をしたところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 市町村としては、その答えが一番多く、4つの選択肢のうち、54.2%という数字が上がってきております。

これに対して、商工関係の方々についても、この件ではアンケートを取っております。その中で何がどのくらい多いのかと言え、抑制の必要がない、つまりオープンにするということについては、全くゼロ回答でありまして、「引き続き抑制」という部分が55.5%というアンケートの結果が出ております。つまり、商工関係の方々にとっては、引き続き抑制が必要であることから、緩和の方向ではない形で、この施策を進めてほしいということになるかと思っております。

本当に商工関係の方々にとっては、こういった大型店の脅威といいますか、出店することに対して、本当に危惧しているのではないかと思います。そのあたり、商店の方々の気持ちを察するということが出来れば、どのような考え方になるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

ただいま浅野議員からご説明ありましたとおり、このアンケートに関しましては、県で市町村、いわゆる行政と商工団体の2つにアンケート調査を行っております。市町村の回答結果と商工団体の回答の結果では、やはり答え方に違いがあります。市町村につきましては、ある程度、緩和も必要とする意見が一番多いと、ところが、商工団体については、引き続き抑制したほうが良いとする意見が一番多く、商工団体からすると、やはり大型店の出店については、基本的にアレルギー反応があるという言い方はちょっと言葉が正しいかどうかは分かりませんが、やはり市町村よりも捉え方は厳しく見ていることがこのアンケート調査からも十分に読み取れることかと思っておりますので、町としましては、この部分も十分に踏まえた上で、今後、近隣市町村と連携しながら、地域貢献策としてどのようなことが実施できるのかを連携しながら協議検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この大型店の出店は、家族経営でやっていらっしゃるお店の方にとっては、本当に大変に感じているということが察しられるのではないかと感じております。このあたりについても、きちっと行政としてもつかんでおいてほしいと思っております。

それから、3番目の雇用についてでありますけれども、これまでの経過の中では、雇用される方が3,000人とも言われておりますけれども、その多くについては、パートやアルバイトでの雇用と言われております。安定した雇用形態ではないため、定住人口に結びつくとは考えられませんが、このあたりの雇用形態、町の考え方としてはどのようなことになるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

雇用形態としましては、パートやアルバイトなど非正規での雇用が多いものと思われませんが、町としましては、多くの雇用が創出される新たな場所ができることについては、県北地域の発展にも寄与するものと考えてございます。

また、定住人口への結びつきにつきましては、イオンモール開業に伴う雇用による国見町への定住対策ではなく、例えばですが、くにも農業ビジネス訓練所を核とした、町外からの新規就農による移住・定住など、町独自の対策を展開してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 町独自の考え方でこの移住・定住については進めていきたいということですので、大型商業施設が出店することで定住人口は考えていないということでもあります。

したがって、もう一つについては、この非正規雇用でありますと、町内からも何人かは応募される方が当然、出てくるものと思います。この雇用形態、本当に私にしてみれば、不安定な雇用の形だと思っておりますので、非正規ではなくて、正規での安定した雇用の形態を築くことについて、町として、もし、この商業施設出すことが可能となった場合については、非正規ではなくて正規の社員として雇ってもらおうということについての申入れはできないものなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

町としましては、雇用形態の仕方についてイオンモールに意見を申し上げることは、なかなか難しいことかなと考えてございますが、当然、浅野議員お質しのとおり、非正規での雇用よりは正規での雇用のほうが安定していて、良いことには変わりはありません。まずは、イオンモールができた際に、国見町民で雇用される方も出てくるかと思いますが、例えば、最初、アルバイト、あるいは、パートで雇用になったとしても、長年勤めていく中で会社に認められて、正規職員に転用されることも十分に考えられますので、まずは、新たな雇用の場が創出がされることについては、町として県北地方の発展につながるものだと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この非正規といった形での雇用形態は言ってみれば、国でやっても良いということから始まったと考えております。町段階で全て解決するのは、全く難しい話なんだろうとは承知しておりますけれども、やはり今、課長が答弁されたように、あくまでも非正規よりは正規で雇ってもらおうといった方向で声を上げていくことが必要なんだろうと思っております。それが町の考え方だと受け止めたいと思いません。

次にまいります。

4番目になりますけれども、地域の小売業者との連携も行うということでもあります。出店する方は、仮にテナント出店の意味に捉えた場合、負担金や休みが取れないなど、家族経営の場合、きついものとなるのではないかと考えております。したがって、このテナント出店がどの程度出るかということがあるんですけども、町が支援できるかどうか、なかなか出店する方が出てこないのではないかと考えておりますけれども、考え方どのような形になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

イオンモール側には地域貢献策の取組が求められていますが、仮に、テナント出店となれば、家族、あるいは、個人経営の商店では店舗を空けることができないため、イオンモール内にテナント出店することは、現実的には難しいと考えてございます。

具体的な地域貢献策については、現在、近隣市町村で検討会議を開催し、議論しているところですが、商工会員のアンケート内容を十分に踏まえながら、国見町の商業者に何らかの形で恩恵がある地域貢献策が実施されるよう、近隣市町村と連携し、イオンモール側に要望してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） ということは、テナント出店ではなくて、別な形での支援をお願いすると理解しているんですけども、それでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 近隣市町村で、イオンモール側にどのような地域貢献策をお願いするかについては、まだ取りまとまっていないものですから、この場で明言することはできませんが、イメージとしましては、国見町の商店街の方が自らイオンモール側に移動して販売することは、なかなか難しいのではないかと考えていますので、例えば、国見町の商店街の商品をイオンモールの店内で置いてもらい、多くの方を買っていただくことは十分に想定されるかと思っておりますので、そういった部分については、近隣市町村と連携しながら、地域貢献策の一環として、イオンモール側に申し伝えることは可能と考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 分かりました。

それでは、5番目です。

多機能型複合施設であっても、人口が減少する今日にあっては、予定されている客数に満たない場合は撤退もあり得るのではないかと考えられます。このようなことも念頭に置く必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

全国展開している大手流通企業ですから、長年のマーケティング戦略によるノウハウで確実に収益が見込まれるエリアとして、伊達市堂ノ内地区を選定しているものと思われます。イオンモールは、1日当たり約5万7000人の集客を見込んでいますが、民間企業である以上、採算が取れないと判断した場合は、当然ながら撤退もあり得るものと考えています。

国見町として大切なことは、イオンモールに依存することなく、第6次総合計画に基づき、道の駅国見あつかしの郷を核として、産業、観光、経済の各分野が循環し、にぎわい、活力ある町が創出されるよう、各施策を速やかに、かつ、確実に進めていくことが重要だと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 依存することなく進めていきたいということでありまして。それは当然のことかと思えますけれども、これだけの大きい商業施設となれば、依存ではなくて、大きな影響が出てくるのではないかと先ほどの質問の中で行っているわけなのでありますけれども、撤退という形になれば、それまでにぎわっていたものが、すっかりなくなる事態が出てくるわけでありまして。そうした場合に、町としても、そのにぎわいがなくなることになりますので、本当に依存することがない形で、まちづくりを進めていく必要があるかなと考えております。

したがいまして、計算どおりの形でこの出店はするんだらうということでありまして、当然のことながら、なくなった場合、本当に大丈夫なのかといったあたりで、考えておく必要があるのではないかと考えております。

それで、6番目にまいりますけれども、大型店の出店で人流が構築され、にぎわいができることとされる意見もあります。このことによって、自治体として発展は望めるかということになります、さっきいろいろ答弁があり、若干重複する部分はあるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

人口減少時代に突入した今、各市町村が生き残りをかけ、まちづくりに関する様々な施策を展開していますが、同時並行で広域的な連携も大変重要な取組と言えます。

よって、大型店であるイオンモールの出店に伴い、地域への人流がさらに増加し、県北地域としてのにぎわいが構築されることは、広域連携の観点から望ましいことだと思います。

国見町としては、先ほどの答弁でも述べましたとおり、イオンモールに依存することなく、かつ、ぶれることなく、広域連携による国見町への誘客を図りながら、国見町のビジョンに基づき、町勢伸展を推し進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 広域連携になりますと、これも町から若干の説明を受けておりま

すけれども、福島市を中心とした広域連携という形になるかと思っております。

そうした中で、町が町として残っていくという施策が必要になってくると思います。この後、この問題については、町から報告がありましたとおり、商業まちづくり審議会を開催し、意見を聴取ということで進んでいくものと思っておりますけれども、この中で、今、いろいろ答弁ありましたような形でのスタンスでもって答えを出されるんだらうと思っております。町が町として自治を守っていくということで、答えを出さなければならないのではないかとと思っておりますけれども、この町の立ち位置はどういう形になるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えをします。

今回のイオンモール出店における町の立ち位置ですが、現在、イオンモール側で県に新設届を提出をして、それが今、各市町村で縦覧をされております。10月5日、6日には説明会があり、11月9日までに県に必要な応じて意見を述べるスケジュールになってございます。

町としましては、10月5日、6日の説明会にも直接足を運んで、イオンモール側からどういった説明があるのか、その辺も十分に踏まえながら、11月9日までに町としての新設届に関する意見、5点について述べる事が可能となっておりますので、その部分についてまとめていきたいと考えてございます。

なお、町として整理した内容については、今のあくまで予定ですが、10月の議員懇談会でまたお時間を頂戴して、議員の皆様には事前にご説明を申し上げたいと考えてございます。

なお、この説明会には、町民の方も自由に参加できますし、また、意見に関しては、町からではなく、町民が自ら知事に意見を申し上げることも可能になってございますので、申し添えさせていただきます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 商業施設ということで、それも大型商業施設ということでありませう。車ないし体がその店に自由に行き来できるという状態にある場合には、それは便利な店ということになるかもしれませんが、私どもいずれ年齢を重ねるにつれて体が不自由になってまいります。そうしますと、買物といいますか、日用品の調達果たしてこういう大型店で可能なかどうか、そのあたりも考えながら、まちづくりの施策に生かしたような形で、今後、進めていかなければならないものと思っております。そのことを、ぜひ町長には肝に銘じていただければなと考えております。

次の質問にまいります。

公共施設のトイレ改修についてということで通告しております。私ども年を取りますと、足腰、非常に弱ってまいります。そういう中で、不便だという声が出されましたので、これについて質問させていただきたいと思っております。

まず、公共施設のうちで洋式化されておりますトイレは、どのぐらいありますでし

ようか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

教育委員会所管も含めて、私からまとめて答えさせていただきますが、町営住宅は個別ですので、それを除きまして、公共施設の大便秘器総数が333基ございます。そのうちの237基が洋式、およそ7割ということになってございます。和式のみの施設もございますが、それにつきましては、体育施設と消防屯所の幾つかとなっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 和式のみが幾つと申しましたでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 和式のみになっているのが、一般の方が使用する施設で5つです。消防屯所は、13あるうち6つが和式のみとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 消防屯所は使う方が限られていると思いますので、そのほかの施設、例えば、上野台運動公園にある施設の中で、全く和式しかないという施設はあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 上野台運動公園なので教育委員会所管でございますけれども、議員ご指摘のとおり、上野台運動公園の管理棟が和式のみ、あと、先ほどの質問でありましたが、プールが閉鎖中ではありますが和式のみ、あと、旧森江野小学校の体育館が和式のみ。基本的に体育施設で、ほぼ使用になる方がお若い方であるので、高齢者が使うということはほぼないとは考えております。なお、その整備をするかどうかにつきましては、教育委員会で検討する課題かと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 体育施設、今、高齢化ということもありまして、高齢になっても現役を引退しないで、いろんなイベントなどに参加する方が多くなっております。それにしても、この和式は使いにくいということでもありますので、和式、洋式、両方あれば、それなりに使い勝手が良いのかなと考えておりますけれども、その中で、洋式に改修する予定がありましたらお知らせください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

現時点では、明確な計画はございません。公衆トイレにつきましても、先ほど来からご質問あった、公共施設等の総合整備計画の中で、廃止すべきもの等も多分出てくるんだろうと思いますから、必要最小限使えるものについては、こういった改修も当

然必要になってくる。体育館などについては、常時使う人がいるのであれば、当然多目的トイレ兼用でも構わないんですけども、そういった改修の方法も検討していかなければならないだろうと思っておりますが、それ以外の施設については、廃止も含めた検討も当然していかなければならないし、その辺は総合的に庁内で検討しながら、お示しをしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 少なくとも、1か所に1つ以上は備えるような形で、今後、計画的に進めていただければなと思っております。

以上で一般質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時15分まで休議いたします。

（午後2時04分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、2番八巻喜治郎君。

（2番八巻喜治郎君 登壇）

2番（八巻喜治郎君） さきに通告してあるとおり、コロナ禍に負けない町づくりについてご質問いたします。

冒頭に、現在のコロナ禍の状況において、町民の命と健康を守るために新型コロナウイルス感染症の予防接種作業に携わる医療関係者の皆様方に対し、心よりお礼と感謝を申し上げます。

では、質問に移ります。

新型コロナウイルスの変異株、特に感染力の強いデルタ株への置き換わりにより、第5波では今までにない新規感染が続いていますが、町として対応策はどのようにしているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 2番八巻喜治郎議員のご質問にお答えいたします。

町では、防災行政無線による注意喚起を行っておりますほか、8月31日の広報くにもお知らせ版では、デルタ株を念頭に変異株についての緊急特集を行うなど注意喚起を進めております。

また、産業振興課を中心といたしまして、県、商工会と連携いたしまして、酒類を提供する飲食店への見回り指導を行うなど、福島県緊急対策と併せた対応をしている

ところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 今、答弁にありましたように、新型コロナウイルスの変異株の危険性については、8月の国見町のほけん課のお知らせにも載っておりました。大変早い対応だなと受け止めております。

次の質問に移ります。

第5波は、若い世代を中心とした感染が続いています。今年度受験を控えている中高生に対して、町として今後の対応策をどのように考えているのか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

中学生につきましては、8月18日から公立藤田総合病院におきまして個別接種を開始したところでございます。本日も、中学生の接種を続行中でございます。引き続き、必要なワクチンを確保いたしまして、全ての希望者が接種できるよう取り組んでまいります。

また、高校生につきましては、明日の予約の開始再開にあたりまして、本日、9時より先行予約できるよう対応しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 新型コロナウイルスに関しては、家庭においても、学校においても、受験生の皆さんが安心できる環境の中で学習に取り組まれることが大切だと考えます。

次の質問に移ります。

デルタ株は、感染力が強く、子どもや若者層の重症化に影響しています。3密を避けることや換気は特に有効であります。当町の教育施設、保育所・幼稚園・小学校・中学校や放課後塾ハルなどの換気装置は適切に稼働しているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、基本的な感染対策としての換気の徹底は、県の対策本部においても強く要請がなされているところでございます。そこで、町内の各教育施設におきましては、空気清浄機を稼働させ、さらに窓の開放や換気扇の稼働で対応をしているところでございます。特に、小中学校におきましては、昨年度から換気装置の点検、改修を進めまして、現在は小中学校の全ての教室で換気扇が稼働しております。

また、放課後塾ハルにおきましては、1時間ごとに窓の換気を行うなど、特に換気に注意して取組を行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） ほけん課も、学校教育課も、そういった取組をなされているとい

うことを伺いました。

新型コロナウイルス感染症の感染経路については、人と人との3密と言われていますが、今は、さらに、マイクロ飛沫による空気感染も専門家の間で語られております。その科学的根拠は、ウイルスの生存期間でございます。エアロゾル飛沫の空気中では、約3時間生存します。しかし、物に付着すると、生存期間が延びることなのです。段ボールなどに付着すると、24時間、プラスチックやステンレス、これは取っ手とか蛇口に付着すると、2日から3日生存するという事です。だから、万が一に備えて、換気して、人が集う場の空気中を浮遊するウイルスの密度を少なくする必要があります。

次の質問に移ります。

政府は、新型コロナウイルス感染者の療養方針を見直し、感染者が多い地域では入院対象を重症者や重症化リスク、基礎疾患がある人のみとしました。現在、近隣の医療体制はどうなっているのか、分かる範囲でお伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

福島県におきましては、「感染者は原則として入院治療とする」という当初の方針に変更はございません。現在、県内で自宅療養されている方は、主治医の判断によるものでございます。県におきましては、この間の感染拡大に対応するために、新型コロナウイルス感染者専用病床を県全体で合計637床確保いたしまして、宿泊療養施設も503室に増やしております。このうち、県北地域におきましては、98床から134床、それから、宿泊療養施設は60室から160室に増強をしているところでございます。

また、公立藤田総合病院におきましては、新型コロナウイルス感染者の専用病床を4床から6床に増やして現在対応しているということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 東北大学病院では、現在、抗体カクテル療法も開始しております。

最近、自宅療養者の死亡のニュースを数多く聞きます。また、病院への一般急患も、受入れを断られ、大事な助かる命も助からないという緊急搬送困難事案も全国的においては発生しております。そこで、新型コロナウイルスに感染して、軽症者は自宅療養となるわけですが、そうした場合、同居する家族への感染防止の指導はどのようにしているのか。

これは、他山の石ですが、東京都では、家族の一人が感染し、感染していなかった家族全員が感染し、入院して、残されたのが子どもです。親は重症化して死亡。また、ひとり暮らしの自宅療養生活者の支援、食料の買い出しや見回り、どのように対応するのか、様々なケースに対応しなければなりません。町としては、県や保健所などの指示がないと動けないと思います。しかし、皆さんもご存じのとおり、埼玉県では、自前の保健所を持っている市です、国見町とか桑折町は自前の保健所はないんですが、

その町で保健所を持っていながら、2週間放置して死に至らせた。隣の群馬県では、毎朝電話やメールで、体の具合いかがですかと、何か支援することありませんかと聞き取りを行っている自治体もあります。

また、感染して回復した方も町には連絡がないと思います。感染して回復した方のワクチン接種でございますが、現時点ではワクチン接種はできることになっています。また、感染者が回復し、ワクチン接種を行った場合、免疫抗体はさらに高まると臨床検査のデータも報告されています。

長くなるので、次の質問に移ります。

8月15日に、福島民報新聞において、福島県内の新型コロナウイルスワクチンの接種の進捗状況が公表されました。町では、ワクチン接種の進捗状況についてどのように考えているのか伺います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

8月15日の福島民報において、県内の進捗状況が出されたところでございますが、おかげさまで国見町のワクチン接種につきましては、他の自治体と比較しても遜色なく、比較的順調に接種を進めさせていただいております。町民の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝を申し上げます。

その一方、国からは、適時・適切にワクチンの配分がなかったため、現場では、その都度、接種計画の見直しあるいはワクチン確保に奔走することとなりました。町では、引き続き町民の皆様へ安全・安心にワクチンが接種できるよう、最後まで取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 日本のワクチン接種の遅れは、国内での自前のワクチンの開発、製造をする製薬会社がないことが一番の原因です。10年ほど前はありました。しかし、政府の裁判訴訟等によって開発が止まりました。

現在、日本の新型コロナウイルス感染者数の多くがワクチン未接種の方々であります。次の質問に移りますが、新型コロナウイルス感染者が増大する一方、国では、40歳以上の方々にアストラゼネカのワクチンを活用するとのこととあります。当町において、どのような影響があるのか伺います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

アストラゼネカ製ワクチンの全国的な配分量ですが、実は、ファイザー製やモデルナ製に比べて圧倒的に少なく、また今、ご質問にありましてとおり、ワクチンの制約上、接種の対象者が原則として40歳以上と限られること、また、県から通知がございましたが、接種できる会場が福島県内では福島市に1か所のみということで、接種日も限定されております。そういう理由から、国見町民にとってアストラゼネカ製ワクチンの接種機会というのはあまりないのではないのかと考えているところでござい

ます。

また、一方、アストラゼネカ製ワクチンにつきましては、ほかの種類ワクチンと混合接種する、いわゆる交差接種ということが国において検討されているということですが、まだ具体的な指示はございませんので、影響はまだ限定的であると考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 異なるワクチンを接種することについては、医学的にも大変有効なことでありますが、同じワクチンを繰り返し使用すると、細菌やウイルスへの効果が低下します。したがって、ワクチンを変えたほうが効果的なんです。

新型コロナウイルスワクチン接種は、人々に対して感染予防と免疫力の向上をさせます。ワクチンの臨床結果、副作用等を考慮し、人の健康と命の安全を考えるのが重要かと考えております。

次の質問に移ります。

質問に移る前に、補足しておきます。質問の中で、県外居住という言葉が出てきます。私の言う県外居住という方々とは、進学や転勤などにより住民票が国見町にあって県外に居住している方及び今後ワクチンを未接種のまま進学や転勤で県外に行く方々、家族も含めます。

では、質問します。

国見町民で、学生など県外居住している方へのワクチン接種はどのように実施されるのか伺います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

今、ご質問ございました県外に居住している学生など一時的に国見町から離れて生活されている方につきましては、滞在先の市区町村に町が作成いたしましたこの接種券と一緒に「住所地外接種届」という書類を提出していただくことで、滞在先で接種することができるようになっております。接種記録管理システムによりましてこれまで約200名程度の町民の方がこの制度を利用して町外で接種していることが確認をされております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 学生の子を持つ親としては、そういった回答は大変ありがたいことです。

それでは、不足するワクチン確保のため、町ではどのような対応を取ったのか伺います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ワクチンの不足によって、度々予約の受付が停止になり、大変ご迷惑をおかけして

いるところでございます。実は、国からのワクチン配分の不足については、7月以降度々起きております。その都度、国・県に対して必要量の配分を強く要求するとともに、不足分につきましても、県のワクチンバンクといたしまして、県内で市町村ごとにワクチンを融通し合うスキームがございます、そちらを活用いたしまして、県内のほかの市町村から融通を受けるなどしてワクチンの確保を進めているところでございます。今月に入りましても、依然として国によるワクチンの供給が見通せなく、引き続きワクチンの予約が止まっておりますが、明日より晴れてまた再開することができました。国からの配分を待つだけでなく、県のワクチンバンクも最大限に活用しながら、引き続きワクチンを確保してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 国見町の町長をはじめ、桑折町と連携して、ワクチン接種追加支給に取り組んでいるということはお伺いしております。

質問に移ります。

政府において、第3回目の予防接種を検討していると聞きますが、町においてどう考えているのか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

3回目のワクチン接種、いわゆるブースター接種といわれるものでございますが、政府において検討していると聞き及んでいるところでございますが、実際の実施にあたっては、制度上、厚生労働大臣の指示の改訂が必要でございます。しかしながら、国見町ではまだ1回目の接種も完了していない方もいらっしゃいますので、まずは1回目のワクチンについて、希望する方にしっかりお届けするということが最重要任務と考えておまして、引き続きワクチンをお届けすることに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 新型コロナウイルスは、アルファ株からデルタ株へ、そしてラムダ株、ミュー株へと変異して、感染力が強くなり、また、ウイルスが変異すれば変異するほどワクチンの効果を下げております。早く収束させるためには、新型コロナウイルスの変異とワクチン接種の開発とのスピードが勝負となります。人間の命と健康を守ることはもとより、国見町民が安心した生活を継続するために重要であります。新型コロナウイルスが人へ感染して変異し、悪い変異ウイルスを発生させないためにも、ワクチン接種することが最重要であります。

私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、1番蒲倉 孝君。

（1番蒲倉 孝君 登壇）

1番（蒲倉 孝君） 令和3年第5回国見町議会定例会に、さきに通告いたしました内容

について質問をさせていただきます。

まず、1つ目、国道4号日渡交差点等の信号機についてでございますが、3月定例会にて質問し、答弁いただきました内容について、その後の対応及び進捗状況についてお伺いいたします。

歩行者にとって、また、車両にとってもより良い信号機の配置となるように協議し、要望していくこととしたいと考えている、と答弁していただいております。では、その後、関係機関への要望等は行っているのかどうかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 1番蒲倉 孝議員の質問にお答えいたします。

国道4号日渡交差点等への歩車道分離、信号機導入等についてのお質しでございますが、町におきましては、これまで警察と継続して協議を行ってまいりました。警察におきましては、歩車道、歩車分離式信号機導入等の必要性については、現状では見いだせないとの見解が示されております。理由として、1つに、国道等の横断、歩行者は少なく、警察署が定めております規制基準を満たしていないこと、2つ目に、国道4号と町道116号線との交差点に新たに信号機と横断歩道が設置され、横断歩行者が分散されていること、3つ目に、信号機の待ち時間が長くなり、交通渋滞のおそれがあるためとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） ただ、前回もお話出ており、今もお話ありましたが、待ち時間とか、規定に沿っていないと。ただ、今、昔の歩車分離の信号機と違いまして、例えばの話ですが、福島市になりますけれども、大原医療センター入口またはイオン福島店とメガネ店の交差点の歩車分離式交差点というのは、普通の歩車分離と違いまして、歩行者がボタンを押すことによって、同じく通行する車もストップして歩行者だけが渡れるという信号機もできています。ボタンを押さないと歩車分離にならないといったものも併せてご検討して、もう一度協議して要望を上げるということはできないものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

今、歩車分離式、新たな信号機ということで、歩行者専用現示式という信号機のことだと思えます、それにつきましても、議員からのご意見等も含めまして、今後、まずは現在の信号機での現状と課題や交通安全協会等の意見を踏まえまして、今後、警察との協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） ただ、先ほど松浦議員からの一般質問にもありました、11年間もそのままだったということにならないよう、大きな事故が発生する前に早急にご検討願います。

では、次の質問に移ります。

道の駅国見あつかしの郷の店舗レイアウトについてでございますが、8月の連休中、大変なにぎわいで、福島市内の方々からも、いつも混んでいて素晴らしい道の駅だねとお褒めのお言葉もいただいております。3月定例会では、町長より答弁いただきまして、社是及び社訓を確認してくださいということで確認させていただいたところ、素晴らしいコンセプトと再確認させていただいたところでございます。

しかし、その混雑から犯罪が発生していることは、ご担当者の方々はお分かりかと思えます。町長が話されていましたが、ほかの施設に負けない進化し続ける道の駅をつくっていくため、出資している町として指導はできないかお伺いします。まず(1)番です。犯罪をできなくすることも、防犯対策の観点から、以下のとおり現状のレイアウトを変更できないかお伺いします。

建物に向かって、3か所入り口ございますが、右の入り口は閉鎖されております。ただ、国見バーガーとジェラテリアのところは今、利便性を図っていただいて、ここはオープンになっております。これが現状です。

ここで、変更案の1つ目でございますけれども、防犯対策のため、中央の出入口を逆に閉鎖して、レジ前を通らないと出入りにくくし、右側の出入口をオープンにして入りやすくしてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 1番蒲倉 孝議員のご質問にお答えいたします。

盗難等の防犯を防ぐ観点から、道の駅国見あつかしの郷施設内のレイアウト変更に関するご提言をいただきありがとうございます。いただきましたご意見を指定管理者であります国見まちづくり株式会社にしっかりとお伝えさせていただきます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） しっかりと国見まちづくり株式会社に伝えていただいて、報告はいただけるものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

本日いただいたご提言については、町でまちづくり株式会社にお伝えさせていただきます。現場を管理しているまちづくり株式会社が今回のこのレイアウト変更をどのように考えているのかということも当然重要になってきますので、まずは、会社がこのレイアウトについてどのようなお考えをお持ちなのかということで、まずは会社で議論をいただく。そして、当然、会社の中でも手続等はあるかと思えますので、会社で踏んだ手続の結果については、もちろん町にもいただいた上で、議員にもおつなぎをしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 併せてですが、2つ目の案として、この際、中のレイアウトを一気

に変えて、より良い、売りやすい、売れる店づくりにしてみてもどうかと思います  
が、併せてご指導というのはできますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

本日いただいたレイアウト案の（１）と（２）になりますが、いずれも町からまち  
づくり会社にお伝えをさせていただきたいと思えます。

なお、１点だけ申し添えさせていただきますと、現在、来年４月からの第２期の指  
定管理者の選定について第三者委員会を立ち上げて、１期目の指定管理者である国見  
まちづくり株式会社のいわゆる評価を行っているところです。その評価の後に併せて  
次期の指定管理者が、どこがいいのかという選定についてもご議論いただいた上で、  
今の予定では、１２月の議会に、来年４月から５年間の指定管理に係る議案を上程し  
たいと考えてございます。

本日いただいたレイアウトの変更につきましては、ある程度大幅な変更も一部含ま  
れていると考えてございますので、現段階では、来年の４月から指定管理者がどこに  
なるのかがまだ決まっていない状況になるものですから、このレイアウト変更につい  
て、実行する時期については、早くても１２月以降になるのではないかと考えてござ  
いますので、ご承知おきいただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

１番（蒲倉 孝君） 返答の期日も分かりましたので、併せてご報告をいただきたいと思  
います。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

午後３時より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

明日９日は、午前１０時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後２時５４分）

# 第 3 日

令和3年第5回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年9月9日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 7号 健全化判断比率の報告について
- 第 2 報告第 8号 資金不足比率の報告について
- 第 3 報告第 9号 専決処分の報告について
- 第 4 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第58号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第59号 財産の無償貸付について
- 第 7 議案第60号 令和3年度国見町一般会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第61号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第62号 令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第63号 令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 選挙第 1号 福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員選挙
- 第12 同意第 6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第14 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第15 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第7号 健全化判断比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第7号「健全化判断比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第7号、健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第8号 資金不足比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第8号「資金不足比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第8号、資金不足比率の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第9号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第9号「専決処分の報告を求めることについて」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第9号、専決処分の報告についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は、議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第4、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◇

◇

◇

◇議案第58号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第58号「国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 議案第58号、国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第59号 財産の無償貸付について

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第59号「財産の無償貸付について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 議案第59号、財産の無償貸付についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 課長に質問いたします。

本件について、反対ではないんですけれども、3の貸付期間が令和34年3月31日までと期間を設定しなければならない理由は何なのでしょう。

というのは、家を建てて、それを貸し付けるんですけども、建てて貸し付けるまでのいろんな手続はこの建設業者がやると。そのために、大体、1区画に2軒分ずつ建てても4軒だから、10年ぐらいはかかるだろうという想定の下にこの貸付期間というのは決まっているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 13番八島議員のご質問にお答えいたします。

今回の定住化促進住宅建設事業につきましては、期間としては30年ということで設定をさせていただきました。この住宅につきましては、八巻興業、積水ハウスの2社により建設を行います。理論上、60年から70年は十分にもつ建築物であるということで確認をさせていただいたところであります。

また、料金の設定の関係上、30年の期間において貸付をすることによって、町、出資者共に負担が少なくこの建設事業を進めることができると考えまして、30年間の設定をさせていただいたということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 7月に説明をいただきました内容との関係で質問いたしたいと思っております。

貸付の目的については、重々理解していると思っておりますけれども、この進め方の中で、計算上、家賃が6万円と設定したのかと思うんですけれども、それから、入居者からの住民税も設定されております。そして、固定資産税云々ということで、全部数字が並べられておるんですけれども、この固定資産税分と不動産会社への管理費、これはほぼ似たような感じで相殺になるかなと思っているんですけれども、民間業者から見た上で、民間業者ですので、何らかの利益は追求しているんだと思うんですが、入居者からの家賃や住民税などが町に入り、全部で1億7396万円で1億3680万円が町から業者に支払われるお金だと思うんですけれども、建築費用とかが差し引かれて、残りが事業者の収入という形になるのではないかと私は理解したと

ころなんですけれども、どうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 12番浅野議員のご質問にお答えいたします。

まず、この定住促進化住宅建設事業のやり方につきましては、7月の議員懇談会でご説明させていただいたとおりということになるんですけれども、今、浅野議員からお質いただきましたとおり、町からの支払いの分、今議会でも債務負担行為として議案を上程させていただきましたが、その分が建設費用となるということになっております。ただし、建設費用については、現時点では業者で負担していただくという形になっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） それは、差引きの分が業者の収益という計算になるかと思うんです。

例えば、この手法ですけれども、町単独でこの住居を建ててやるということで考えた場合には、この家賃についても、安くすることも可能になるのではないかと思います。あと、もう一つは、30年過ぎて無償で返還となりますけれども、30年過ぎた建物ですので、そのまま使えるというのは当然考えられないことになるので、解体するのか、修繕するのか、そのあたりの管理はまた町で負担するということになると思うんですけれども、どうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） ご質問にお答えいたします。

まず、この建設事業につきましては、利点といたしまして、初年度、2棟を建設するということとなりますので、多額の費用が必要になってきますが、この初期投資が町として発生しないというものが大きな利点でございます。あと、30年後以降どうするのかということになります。30年の期間までは、管理会社である八巻興業がメンテナンスと、家賃徴収業務も行うということになります。ただ、建物につきましては積水ハウスが施工するという事で予定しております。積水ハウスにつきましては、ご承知のとおり、世界のハウスメーカーということで、非常に建物については丈夫で、理論上、70年から90年はもつ住宅と町としては考えているところでございますので、30年以降につきましても、引き続き活用したいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 使える状態で戻してもらおうということになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 質問にお答えします。

30年後、引渡しするときには、もちろん住めるような状況で引渡しをするというこ

とで取り組んでおります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今回の関連質問なんですけれども、町は、1億4112万円を30年で回収したいと書いてあるんですけれども、この金額というのは、30年間部屋が空かないということなんですけれども、今、一般的に貸部屋状況を見ると、100%のところなんてほとんどないんですよ。七、八十%くらいです。空き部屋の対策については、何か考えているんですか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 5番山崎議員のご質問にお答えいたします。

今回、議会に債務負担行為として上程させていただいた1億4112万円の件につきましては、あくまでも上限ということです。中身につきましては、1戸当たり9万8000円掛ける4世帯、12か月の30年ということで、最大限の金額として提案させていただいたということになっております。ただ、入居率につきましては、もちろん100%続けるというのはやはり難しいと考えたところでございます。試算によりますと、90%から83%でも十分に町としてこの事業については見込みがあるということで取組をさせていただくということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上 一君。

7番（村上 一君） この事業というのは、やはり定住化を図るということで、町外からの若い人たちを入れるということで説明があったのですけれども、スケジュール表も見せてもらい、その中で、実際に板橋南に4棟建設するという話なんですけれども、それをやっても入る人がいるのかということで、実際、今からでも募集していかないとなかなか大変なのではないかなと思うんですけれども、その点、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 7番村上議員のご質問にお答えいたします。

町としては、定住化促進住宅、移住・定住を含めて促進するというところで、内部的な検討会等を立ち上げてまして協議をしているというところでございます。この定住化促進住宅につきましては、来年の3月には完成ということになりますので、12月ぐらいには募集を始めたいと、遅くとも1月の初めぐらいからは募集を始めたいと考えているところであります。その際は、あらゆる手段をもって募集することに取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 無償貸付の目的としまして、子育て世代、町外からの居住者の誘導

を図るとありますけれども、町外だけではなくて、町内の若い世代についても入居することは可能なのか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 8番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

現在のところ、町外をメインとして貸付けを行い、賃貸契約を結びたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 30年間の貸付けということをやっているということいいんですけれども、車も、よく10年間のリースを考えて、その後には、最終的には買ってもらうという方法もやっているんですけれども、あくまでも、これは30年間過ぎましたら返してもらうということを前提にしているのか、あるいは、そこに住んでいる方が30年1戸分自分のものとして買いたいということに対してもそういう考えがあるのか、お聞きしたいと。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 10番渡辺議員のご質問にお答えします。

定住化促進住宅につきましては、30年後、町が譲り受けまして、町が直接運営し、貸付けを行うという、町営住宅になるということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第60号 令和3年度国見町一般会計補正予算（第4号）

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第60号「令和3年度国見町一般会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第60号、令和3年度国見町一般会計補正予算（第4号）

についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番(八島博正君) 総務課長にお尋ねします。

まず、補正予算書3ページ、寄附金3000万円の補正増になっております。今までの実績では9790万2000円となっておりますけれども、この寄附金は、ふるさと納税寄附金も含めてでしょうけれども、やはり、今年の福島県で行われたオリンピックの一番最初の女子ソフトボールチームにモモを食べさせたと。そうしたら、その監督が、これはデリシャスだと、最高、すばらしいという宣伝が効きまして、モモの出荷時期において、こういったふるさと納税の返礼品を使っていて増えているので、後半戦、今定例会に3000万円上げたという見込みは、何を根拠に、どのぐらいの人数なのか、お答え願いたいと思います。

議長(東海林一樹君) 総務課長。

総務課長(阿部正一君) 八島議員のご質問にお答えをいたします。

寄附金ですので、明確な根拠がどこにあるんだと言われると、予算上は必要な経費も確保しなければならないので、歳入については若干多めに見ないと歳出の経費が見られないというのはございますけれども、八島議員お質しのとおり、オリンピックのアメリカのソフトの監督が言ったことも一つの要因になっているかなと。ただ、それ以前に、町で運用している取扱会社のトップページに国見町のモモが使われたということもありまして、それにより、昨年が1億6000万円程度ですけれども、今年は、このままいきますと2億円近くまでいくのではないかと現在の状況がありましたので、年末に向けてこのキャンペーンを張りながら、さらには、今後、エアウィーヴの部分もございますけれども、そういったもので多少伸ばしていけるのではないかとということで計上させていただいております。

たまたま、オリンピックでもそういった発言があったということは、時宜にかなったのかなということ、福島のモモがそのまま今年度になって引き続きいければいいのかなと思っていますので、その辺については、こちら側としてもいろんな戦略を考えながら、さらに増やせる努力はしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 八島博正君。

13番(八島博正君) 収入はそれでいいんですけれども、補正予算書の14ページを見ますと、この支出で、積立金としてふるさと振興基金に1630万円、寄附金3000万円のうち、いわゆる1370万円はどういう方向に使う予定、あるいは予算上どこに行っているのでしょうか。総務課長、お願いします。

議長(東海林一樹君) 総務課長。

総務課長(阿部正一君) 同じページになりますが、12節の委託料のふるさと納税業務委託が400万円、あとは、その上の11節役務費の手数料900万円、これで

1300万円になります。あと、13節の使用料及び賃借料のシステム使用料70万円、合わせて1370万円で、積立金の1630万円と合わせると3000万円で、歳入、歳出のバランスがとれるということになりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） それでは、その内容についてなんですけれども、14ページのふるさと納税業務委託料の400万円というのはどういう業務内容なのでしょうか。説明願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） ふるさと納税業務委託というのは、ネットで販売のページをつくる会社があります。さとふるとか、いろんな会社があるんですけども、そちらに対する委託料ということになります。あとは、インターネットの各ふるさと納税を扱う会社が数社ございますけれども、そちらに対する委託料ということになります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 予算書の14ページ、先ほどお話出ました積立金の1630万円、ふるさと振興基金に積み立てます。この積立てによりまして、ふるさと振興基金の積立金の残高総額は幾らになりますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 今、その数字を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の内容とは同じなんですけれども、3000万円の根拠は多分、こうであろうということで3000万円を計上したということは分かるんですけども、11ページの数字が違っていませんか。3ページでは9790万2000円と書いてありますが、11ページでは9790万1000円となっていますので、足し算の間違いかもしれませんけれども、どうなんでしょうか。

それから、この返礼品の中で、今まではモモが一番だったよと、去年、私、質問したときに言ったんですけども、今度は急にエアウィーヴという話が出てきたんですけども、このエアウィーヴというのは結構高い金額だと思うんです。だから、その金額については、例えば、10万円以上とか15万円以上になったらエアウィーヴだよと、何か基準はあるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 先ほどの数字の違いは、補正しない項目に項目の1,000円があるので、この1,000円の違いなので、補正しない項目は出てこないの、総額とそこの差が出るということでご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願

いします。

あと、エアウィーヴは、これからなので、どうなるか、これははっきり分かりません。やり方次第だと思うんですよ。エアウィーヴがある工場で、一番のふるさと納税を取っているのが愛知県の幸田町で27億円なんです。あとは、福岡県大刀洗町で11億円ぐらいなので、その金額を目指すにはそれなりの対応というのが出てくる。現在が、今年、頑張っても2億円ですから、やる気になれば、高額の商品ですので、10万円の品物であれば、その3倍以上の30万円ぐらいの寄附金がないと多分駄目になってきます。売り方も含めて考えないと、モモだけに頼ってはいは、モモも生産量が限られていますから、アッパーを打ち破るために、価格の高いものに挑戦していく必要はあります。11月ぐらいまでにそちらの会社と打合せをしながら、どういった方法がいいかも含めてやっていきたいと考えておりますので、また状況が明らかになり次第、議員の皆様にお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 予算書で24ページになります。答弁は教育委員会なのかというふうに思うんですけども、項で小学校費、中学校費ありまして、それぞれ工事請負費ということで、撤去工事、それぞれの金額出ております。校庭にあるトイレの解体ということであると思うんですけども、解体に至るこれまでの経過等はどんなものなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

まず、小学校費、24ページにあります14節の工事請負費に撤去工事ということで77万円ほど計上しておりますが、これは、小学校の校庭東側にありますトイレでございます。これにつきましては、これまで使用して、今から四、五年前から多くが使わなくなって閉じていたんですけども、運動会ですとか、スポーツ少年団とかで一部使うところについては一部共用できるような形でやっておりました。ただ、一昨年になりますか、いたずらをされたということ、さらには、子どもたちが使わないということになって、閉鎖をしているという状況でございます。

それから、中学校費につきましても、同じように体育館の東側と言ったらいいんでしょうか、体育館の奥のほうに外のトイレがありまして、ここはもう数年来使わなくなりまして、老朽化しており、一部下屋が落ちるとかということがあったので、危険な状況から今回撤去に至ったということで、今回、補正計上させていただいたところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 先程の佐藤定男議員のご質問の基金の残高ですが、9月補正後

の総額が2億444万円になる予定でございます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 14ページの下段で、歴史まちづくり推進費で、委託料、情報発信業務委託とありますが、これはどのような内容なのか、説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 11番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

10目の歴史まちづくり推進費委託料300万円についてでございます。中身につきましては、福島再生加速化交付金を使用いたしまして、国見町の地域の魅力の向上と情報を発信するという事業となっております。

具体的な中身につきましては、町の歴史及び特産物等の情報をいわゆるご集印帳に記載をいたしまして、主に県外の方に情報発信する、また、合わせて様々な媒体を使って情報発信を続けるという事業となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 委託先の業者はどうなんですか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今のところ、委託料ということで計上させていただいて、今後、業者を選定するところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

小林聖治君。

6番（小林聖治君） 22ページの9款1項消防費の3目消防施設費、14節の工事請負費で1000万円なんですけれども、防火水槽設置工事880万円、消火栓等設置工事で120万円、これ、何か所か、あと、大体の場所でのいいのでお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

今回お願いをいたしました工事請負費、防火水槽、それから消火栓等設置工事でございます。まず、防火水槽の部分に関しましては、1基でございます。場所につきましては、今後、消防団幹部会議の中で決定していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。消火栓設置工事につきましても、こちらも1基でございます。こちらは、貝田地区で先日火災があったところと言うと、場所、ご理解いただけるかと思っておりますけれども、そちらの近くで漏水がありまして、どうしても付け替えが必要になってくるということでの工事費でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 企画調整課長にお尋ねいたします。

先ほど、11番議員から、委託料300万円の予算を組んでいるということで、業者は分かりませんということなんですけれども、実際、この300万円で業務委託をするという場合に、まず業者を決めてから300万円でやれるのかという形をとっているのか、あくまでも300万円という上限を決めて、この300万円でやれるんですかというように業者を選択する方法をとっているのか、その辺はどうなっているんですか。お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 10番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

この300万円につきましては、業者から金額をいただいたとか、そういうことは一切ございません。町の設計に基づく内容について積算を積み上げた結果、300万円という数字が出たということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 教育長に答弁をお願いします。

内容は、今回の議会での、19ページにワクチンの各種予防接種で829万5000円あるんですけれども、今、国見町ではワクチンの問題、毎日防災行政無線でも放送されておりまして、大分徹底はしているんですけれども、昨日も国見町から1人出ました。そこで、今日の福島民報の23ページに出ているんですけれども、福島市において、小学生、中学生にマスクの無償配布をしたという記事が載っております。国見町でこの補正予算を私も見たんですけれども、その傾向もないし、そしてまた、今回配付されました主要施策の成果、去年なのでございますけれども、その資料の中に国の地域活性化及び地方創生事業一覧表が出ている。例えば、いろんな交付金がありまして、最終的には、今までの成果と同時に来年度のまで出ておる。ここを見てもそういったことは出ておりません。だから、小学生、中学生、それと、国見町の場合は幼稚園生も含むと思うんですけれども、やはり福島市もそういうことができたとすれば、国見町もできるのではないかなと、ぜひとも学校の生徒、子どもたちの予防のためにも、先手を打ってマスクの配布はいかなものかと思うんですけれども、どうでしょうか。

というのは、今日の新聞等で見ますと、福島県内、市町村59あります。市が13あって、町と村は46です。そのうちで、国見町の感染者数は上から15番目ないしは16番目です。川俣町が30人、国見町が28人と出ていますけれども、上位のほうに入っているんです。いかに福島市なり、ほかの市との往来があるかどうかということだと思うんです。国見町でクラスターが発生したのは、たまたまほかの県から国見町に帰ってきて、それで家族等に感染したという事例はありますけれども、やはり多いほうなんです。とすれば、ぜひとも、本来ならば学校教育課長なり、あるい

は幼児教育課長でもいいんですけれども、全体的な考え方で、福島市も、談話としては教育長の談話が出ているんです。やはり子どもたちのクラスターを防ぎ、学校で安心・安全にして授業を受けられるためにマスクを無料配布したと。1箱ずつです。いかなもののでしょうか。そういう考えあるかないか。今回の補正予算にも出ていませんで、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 13番八島議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の趣旨、福島市でマスクの配布をしたというところからお聞きをしていますが、昨年度のことを考えてみますと、昨年はコロナ感染の拡大ということで、一時期、マスクあるいは消毒薬も含めて、市場に供給されなかったと、足りなくなったというような状況がありました。この事態に応じて、町として、あるいは教育委員会として、子どもたちあるいは町民の方にマスクを無償で配布をしたということをやっけてまいりました。現在の状況を見ますと、マスクあるいは消毒の薬についても、今足りないという状況ではなくて、市中できちんと購入することができるという状況になっているということが去年とは違うところと思っています。

ただ、福島市で、多分、不織布のマスクを配布したということだと思います。デルタ株が蔓延をしてきて、その防止のためにはどうしてもマスクは性能のいいもの、これは不織布のマスクがいいということがありましたので、そのような対応というふうに理解をしていますが、現状では、国見町としてマスクを配布するということは考えてはいなかったところなんです、これからのやっぱり感染の拡大の状況等を見ながらそこは検討したいと思っています。ただ、今の状況ですが、きちんと子どもたちもマスクをして中学校、小学校やっておりますし、幼稚園についてもやっているというところはございます。ただ、どうしても小さい子どもさんになりますと、幼児あるいは乳児も含めてマスクができないというところもありますので、そこは職員がきちんと感染防止対策をするということで今、徹底をしてやってもらっているところでございます。

八島議員からのご提案の部分については、検討させていただくということで答弁にかえさせていただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） デルタ株の蔓延によって子どもたちに感染するのが多くなっているんです。しかも、福島県も同じですけれども、10代、20代、30代くらいで全体の6割を占めるというのが毎日の報道です。だから、クラスターが出たからどういふ対応をするのではなくて、出ないように、やはり予防のためにもぜひとも庁内で検討して実施方お願いして、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第60号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第61号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第61号「令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第61号、令和3年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第61号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第62号 令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第9、議案第62号「令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(武田正裕君) 議案第62号、令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第63号 令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第63号「令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（穴戸浩寿君） 議案第63号、令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時15分まで休議いたします。

（午前11時06分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

◇選挙第1号 福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員選挙

議長（東海林一樹君） 日程第11、選挙第1号「福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員選挙」を行います。

書記に議案書を朗読させます。朗読。

（書記 選挙第1号を朗読）

議長（東海林一樹君） おはかりします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議ございませんので、議長が指名することに決定いたしました。

議長から指名をいたします。

第1選挙区・一條善助君、第2選挙区・横山孝夫君、第3選挙区・高野武士君、第4選挙区・菅野義昭君、第5選挙区・秦 富夫君、第6選挙区・高橋俊郎君、第7選挙区・佐藤信成君。

おはかりします。

ただいま議長が指名した7人を福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

ただいま議長が指名した第1選挙区・一條善助君、第2選挙区・横山孝夫君、第3選挙区・高野武士君、第4選挙区、菅野義昭君、第5選挙区・秦 富夫君、第6選挙区・高橋俊郎君、第7選挙区・佐藤信成君を福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員の当選人と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 当選人の名簿を配ります。暫時休議いたします。

（午前11時19分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇ ◇ ◇

◇同意第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第12、同意第6号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第6号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第6号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第13、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 諮問第1号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第14、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 諮問第2号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第15、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 諮問第3号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日10日は、午前9時より委員会室にて議案調査会を行います。

9月17日は、午前9時より議会運営委員会を、午前9時15分より全員協議会をそれぞれ委員会室で開催しますので、ご参集願います。午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前11時26分）

# 第 4 日

令和3年第5回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年9月17日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 令和2年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 令和2年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 令和2年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 令和2年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 令和2年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 令和2年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 令和2年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第11 議案第64号 令和2年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について  
(追加日程)
- 第12 議案第65号 工事請負契約の締結について
- 第13 発議第 6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第14 議員の派遣について
- 第15 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇認定第1号 令和2年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第1、認定第1号「令和2年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定については、町長提案理由の説明に際し、令和2年度個別の主要施策の成果として資料が配付されておりますので、質疑に先立ちましての説明は省略いたします。おはかりいたします。

本認定に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については、款の順序に従って一問一答方式により質疑を行い、最後に全般的な質疑にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

なお、質疑にあたっては、議席番号、質疑事項のページ及び答弁者を告げて、1件ずつ質問されますようお願いいたします。

それでは、初めに、歳入について質疑を行います。

歳入については、第1款の町税から第21款町債までであります。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑がないようでありますので、歳入については質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

初めに、1款議会費について、質疑ありませんか。30ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、2款総務費について、質疑ありませんか。30ページから47ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、3款民生費について、質疑ありませんか。

47ページから57ページです。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長（東海林一樹君） なければ、次に、4款衛生費について、質疑ありませんか。

57ページから62ページです。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長（東海林一樹君） なければ、次に、5款労働費について、質疑ありませんか。

62ページから63ページです。

(発言する者なし)

議長（東海林一樹君） なければ、次に、6款農林水産業費について、質疑ありませんか。

63ページから70ページです。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 農林水産ということで、産業振興課長にお尋ねします。

くにみ農業ビジネス訓練所事業ということで、個別の主要施策の成果の中から質問させていただきます。

まず、収入が652万7000円ということで、その収入がどういう内訳なのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

個別の主要施策76ページになりますが、くにみ農業ビジネス訓練所の収入で、農産物の販売収入652万7000円と記載がございます。こちらの内訳でございますが、まず、福島市にある中央青果卸売市場に約450万円ほど、さらに道の駅国見あつかしの郷に約200万円ほど、合計650万円の農産物販売収入の内訳となっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 652万7000円で令和2年度は終わったということなんですけれども、平成30年度から、諸収入ということで販売収入は年々上がっているようであります。それにつきましては、大変喜ばしいことだと思っておりますけれども、それに併せて、平成30年から令和元年は、国庫補助金で地方創生交付金が上がっていたのですけれども、令和2年度からは、もうそれは一切ないということで、今年度は一般財源1250万2000円ということでやっておりますけれども、この事業の成果となってくると、単純に数字だけで見ると652万7000円の販売収入で、一般財源1250万2000円もかけたのに、ざっくばらんに感じてしまうんですけれども、事業の成果としてはこれで間違いのないということではないのか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所の運営につきましては、令和2年度は、農産物の販売収入、さらには町の一般財源で総事業費の約1900万円を賄っていることとなります。くにみ農業ビジネス訓練所につきましては、あくまで農産物の販売をすることが目的の施設ではなくて、国見町の基幹産業である農業を長期にわたって振興していくために、若い方々の育成に一番の柱を置いてございます。ここに一般財源1200万円を投資することがどうなのかにつきましては、国見町の基幹産業である農業を、今後長期にわたって振興していくために必要不可欠な施設であり、単年度の事業で特化して成果が出るものではなく、中長期的な農業振興の部分で必要不可欠な事業と考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長が申しましたように、国見町の基幹産業である農業の育成のために、今、1200万円のお金を使っているんですよと。これからの農業を育てる、あるいは大きくするための資金として考えたほうが良いということなんですけれども、くにみ農業ビジネス訓練所は、はっきり言って福島県にもない施設だと思っております。そのために、この施設は、あくまでも国見町の農業者あるいは国見町に来て、就農してもらうための目的の施設なのか。とすれば、国見町に住んでもらえるように、自分の住める場所も、併せて自分の耕作できる土地も提供しますよというようなセット物にしていくべきだと思っております。

また、違う反面として、あくまでも訓練所と、つまり国見町だけに特化しないで、日本全国の方に、農業はこういうものなんだ、農業でこういうことをやっていけるんですよというくにみ農業ビジネス訓練所として確立していくのであれば、当然町だけの支出ではなく国・県からの補助金、先ほど申しました平成30年度と令和元年度までには地方創生というお金を頂いて運営していますけれども、今後もそれに近いような補助金を申請して、この施設を運営することが必要だと思うんです。

その点に関して、町長に最後にお尋ねします。町長として、この施設が、言葉は悪いんですけれども、前の町長がお造りになった場所であるということなんですけれども、町長としてその方向性、くにみ農業ビジネス訓練所は訓練として向いていくのか、国見町の農業を助けるための考えをしていくのか、方向性について、町長にお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所につきまして、ご提言をいただいたと思っておりますが、先ほど来、答弁していますとおり、くにみ農業ビジネス訓練所については、国見町の基幹産業である農業を今後衰退させないために、若手の新規就農者を育成していくための先行投資が必要な施設と考えてございます。

しかしながら、やはり1200万円の一般財源を毎年のように投資するのが、果た

していいのかどうかという考えも当然あるかと思えます。そういった意味では、今後、財源の確保として、地方創生の交付金は終わりましたが、そのほかの国・県補助金がないのか十分探してまいりたいと考えておりますし、さらには、全国から国見町を応援していただくふるさと納税の収益をこちらに充てるということも、十分に理にかなっていると思っておりますし、このくにみ農業ビジネス訓練所については、町村レベルで設置をしているのは、全国的にもまれな施設かと思っておりますので、今以上に全国にくにみ農業ビジネス訓練所をPRしながら、言ってしまうと、全国から新規就農者を集めて、国見町に移住定住していただく形で進めていきたいと考えてございます。

なお、今年度、長期研修生として6名の方が入講していますが、その方々は全員町外の方ですが、国見町内に住んで来年度から営農したい意向をお持ちの方が多くいらっしゃると思いますので、先日、その方々に国見町で耕作する農地、さらには空き家の紹介を現地で行わせていただいたことも、併せてご報告をさせていただきます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 続けてお答えいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所の運営のご心配でございますけれども、財源確保につきましては、ただいま産業振興課長が答弁したとおりです。ただ、町として、なぜくにみ農業ビジネス訓練所をつくったかという根本的なところを、これもご理解いただきたいと思えます。基幹産業が農業だと、これまでの執行部も、議会も、意見は一致はしていると思うんですけれども、それについての具体的な、では、担い手をどうするんだといったところでのアクションがなかなかなかったと。ましてや10年前の東日本大震災と原発事故で、国見町の農業というのは壊滅的な打撃を受けました。それを立ち直らせるために、国の交付金を使って道の駅を造ったり、あるいは道の駅というのは農産物の販売所ですから、売るものがないと道の駅の意義もなくなってしまふ。そういった意味も込めて、では、担い手を育成しましょう、農産物の生産を資するために、そういった研修所を造りましょうということで、その計画を国が認めて町に交付金を支出したということです。

ですから、今年の6人の研修生とタウンミーティングという形で意見の交換をしたんですけれども、彼らは農業を全く嫌がらないんです。きたないとか、きついとか、もうからないとか、そういった考えは全く持っていない。研修生という立場ですから、まだまだ楽観的なところはあるのかもしれませんが、ただ、彼らの希望だったり、夢だったり、それをかなえるのは町の責任でもあるんだと思えます。確かに町外者ばかりなんですけれども、町の農地をあっせんあるいは移住定住に向けた一つの足がかりとしての農業ビジネス訓練所でもあると思っておりますから。国の交付金がなくなろうが、続こうが、それはまた二の次三の次で、町としての姿勢をきちんと打ち出す。ましてや第6次国見町総合計画の中にもくにみ農業ビジネス訓練所の項目がございますので、それにのっとなって町政は進めていきたい。なおかつ展望のある施設にな

ればいいなという思いもありますから、これも課長が答弁したとおり、有利な補助金、交付金があるのであれば、それは当然活用するという、基本的なスタンスもここで申し上げて、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 農林水産業費について、ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、7款商工費について、質疑ありませんか。70ページから73ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、8款土木費について、質疑ありませんか。73ページから79ページです。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 答弁は建設課長になるのでしょうか。

ページ数で決算書78ページ、それから、頂きました資料の個別の主要施策の成果ということでは94ページになります。都市再生整備計画推進事業というものがあります。この事業は、この資料を見ますと、国庫支出金として社総金という形で財源が賄われているのと、それから地方債、一般財源が若干ということで構成されておりますけれども、この中で社総金としての国庫支出金の内容、こういった事業に対して補助されることになるのですか。まず、そこを教えていただきたいと思います。社総金とは、どのような事業に支払われることになるのか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 社総金ということで、都市再生事業ということで進めてまいりました。この事業につきましては、一つ実施した事業としましては、歴史・まちづくりに係る歴史公園の整備、さらに町道116号の整備ということで、また歴史・まちづくりに関する総合的なまちづくりの事業として実施したものでございます。それに対して、社会のインフラであったり、面的な整備であったり、まちづくりに関するというような、総合的なまちづくりに対しての事業ということで進めてまいりました。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、この社総金というお金なんですけれども、これはまちづくりとしての計画ということで位置づけられれば、補助金として頂けるという理解でよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） まちづくりのその一環の事業として採択されたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君）　それで、今回、この都市再生整備計画推進事業について、答弁にもありましたとおり、3つの事業が進められました。1つは町道116号の改良事業、それから阿津賀志山防塁歴史公園整備事業、そして、歴史的建造物等活用事業ということが、大きな項目として進められた事業とっております。その中で、この阿津賀志山防塁あるいは歴史的建造物活用事業ということで中尊寺蓮のボランティア育成が載っておりますけれども、この2つについての関連性はよく分かるんですけども、町道116号の整備と関連づける、この3つの事業ということについては、町道116号を造るにあたって、関連性が乏しい中で急を要する事業ということはあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君）　建設課長。

建設課長（村上幸平君）　お答えいたします。

町道116号整備と事業との関連ということですが、町道116号の整備につきましては、例えば、道の駅から商店街、さらに藤田駅というようなルートの確保ですね、まずは。あとは道の駅に来られた方が商店街を回遊するという、回遊ルートの確保という目的もございまして、全体的にまちづくりという、歴史と、また、あとは町の回遊ルートの確保ということで、繰り返すようですが、そういった全般的なまちづくりの効果を高めるという事業として、町道116号の整備については一定の効果があったと認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君）　4回目ですけれども、別の問題ですか。

12番（浅野富男君）　関連性があります。よろしいですか。

議長（東海林一樹君）　浅野富男君。

12番（浅野富男君）　今、課長の答弁ですと、回遊ルートを確保するという答弁もありましたけれども、事業の概要の中では、道の駅と中心市街地を結ぶアクセス道路の整備ということになっております。この道路、阿津賀志山防塁との関係、今回整備されたものとの関係では、全然つながるような道路ではないというのが私の認識でありますけれども、一番問題なのは、そういうふうな中で、町なかに道路を切ったということの内容になるわけでありまして、地元からの要望が大きかったということではないのではないかとというのが私の感じであります。人口減少に向かうという状況の中での道路整備については、地元の要望が大きいところから進められるべきではないかと考えておりますけれども、このことについては、どのように考えていますか。

議長（東海林一樹君）　建設課長。

建設課長（村上幸平君）　町道116号につきましては、当然地元からの要望もあったということで認識しております。また、効果ですけれども、例えば、道路を切って市街地の災害時の緊急車両の円滑な活動、また災害時の避難路の確保など、多面的な道路の役割というのはあると考えております。そのような防災減災機能の向上という考えもございまして、あと副次的な効果もございました。町道116号を切ることにより

まして、国道4号に新たに信号機が設置されたという効果もございました。総合的な面からしましても、この町道116号の道路の整備による効果というのは大きかったと認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 土木費について、ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、9款消防費について、79ページから84ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） ないようですので、次に、10款教育費について、質疑ありませんか。84ページから105ページです。

教育費について、質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、11款災害復旧費から14款予備費について、106ページから107ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入歳出の全体的な質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 全体的ということでご質問させていただきたいと思うんですが、決算書3ページ、歳入の合計があると思います。予算が87億8700万円、収入済が81億2100万円、入っていない金額が6億6600万円、6ページに歳出の合計もございます。予算は同じように87億8700万円、また、支出事業済が74億4400万円という数字が記載されていると思いますが、そこで質問なんですけれども、補助金等だと思いますが、この見込んでいた歳入が入らなかった主な理由というのは何でしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

全体的な話なので、歳入もいろんな種類があるものですから、あくまでも概要というか、総枠の話になりますけれども、事業の完了を翌年度に繰り越したり、事故繰越になったりする場合においては、歳入は当然予算に見込んでおまして、財政の性質上、予算を落とすということは基本的にありませんので、自動的にその額が減ってしまうという形になって、6月議会に報告しております繰越明許とか、事故繰越のおり、財源が繰り越されてしまうので、その分は入ってこない。ただ、予算上は落とさないで収入未済になるということになっております。そういった形になっているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 課長からのご説明のとおりだと思いますが、聞きたいのが、要するに働きかけというんですか、予算というのは、こういう事業をやるのに、こういう補助金を欲しいですと見込んでつくっていると思うので、その要望が足りなかったから入ってこなかったというわけではないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） そういうわけではございません。補助事業の場合は前年度に概算要求、あと年次計画もありますけれども、その中で、一定の要望をした額で、国が総枠を決めて、地方への計画の中での配分が決まってくるので、ある程度12月ぐらいまでには次年度の内示額が固まってきますから、入らないということはございません。先ほど言ったとおり、入ることを前提に事業をしておりますけれども、その事業によっては年度を繰り越す場合があって、その額が繰り越されるので入らなかったという措置をしているだけのことなので、入らないわけではない。入ってはくるんですけれども、その事業を繰り越したことによって財源も繰り越すということなので、力が足りなかったとか、そういう話ではなくて、きちんと事業の要望については予算はついてきているということでご理解をいただきたいと。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） いろいろ課長からはご説明を受けておりますが、この収入がなかったために執行できなかった大きな事業というのはございますでしょうか。新型コロナウイルス関連以外で結構です。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 収入がなかったためという、ギャンブル的な予算の組み方はしておりませんので、そういった事業はございません。あくまでも収入を見た上で、歳出の予算を決めるということになりますから、そういった事業は基本的にはございません。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） ちょっと違ったんですが、予算で見込んでいた収入がなかったためにできなかった事業というのはありますかということです。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 予算で見込んでいたものが入ってこなかったというのは、逆に言えば、予算で見込んでいたけれども、コロナの話もあるんですけども、その状況によって中止をしてしまう、それは当然入ってきませんので。ただ、その以前の問題として事業を中止しますから。できないわけではなくて、やれなかったということを行っているんです、多面的な要因によって。ですので、そういったことではあり得ないのかなとは考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 最後に、いろいろ課長から施策説明を受けまして、実は、内容が分からなかったもので、同じように令和2年3月の個別の主要施策概要というのを照らし合わせました。というのは、あくまで予算に対して、幾ら入ったか、幾ら使ったかというのを決算というのを見ていくのではないかなと思うんですけども、この成果にも前年度決算額の対比しかないんです。あくまで予算に対してこうだったよというのが決算ではないかなと思うんですが、私の感覚が違うのかもしれないけれども、その辺はいかがなものなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 会計年度主義から言えば、予算があつての歳出ということになります。ただ、決算の場合は結果主義、そこは企業的な部分もあるので、やっぱり前年度との比較というのがクローズアップされるのかなと思っております。予算があつて、もう使える金を使っているんで、超えて使うということは、基本的に行政の場合にはあり得ませんので、ここの予算との比較よりは、前年度の比較というほうが分かりやすいのかなと。予算はあくまでも、計画段階の話になってくるんですけども、決算の場合は、その結果が重視をされます。そうすると、前年度との比較のほうがその成果というのは見えやすい。企業会計なんかもそうだと思うんですけども。企業会計だと、予算がなくても発生主義でやってはいけるんですけども、そういった視点が決算に必要なようになってくるので、予算はあくまでも次の年度の大事な事業をやるための大まかな指針になるものなんでしょうけれども、決算の場合は、その成果をきちんと明らかにして、情勢に適応した新たな施策の変更をつくっていくための結果なのかなと、私は考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

山崎君。

5 番（山崎健吉君） 決算書では三十七、八ページなんですけれども、私のほうでは、個別の主要施策の成果の中身について若干お話しさせていただきます。17ページに地域おこし協力隊活動事業の成果ということで書かれております。この中で、いろいろ書かれているんですけども、地域おこし協力隊については前年度5名だったということなんですけれども、この5名は県から、国から推薦されて、国見町に採っていただきたいという内容での人材だったのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 5番、山崎議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、国から推薦とか、県から推薦ということではなくて、町が必要とする人材を町で募集して、町の判断で採用するという中身になっています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） それでは、大変良かった内容なんでしょうけれども、この事業の目的の中に、最大3年なんですけれども、地域の定着、それから定住を進めるということになっているんですけれども、この5名以外に、以前にもあったんでしょうけれども、この人たちの定住とか、そういうことは今まであったのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、平成28年度より町で採用を始めまして、今のところ、雇用期間3年ということで、お願いしている期間については国見町に定住していただくということになります。ただ、それ以降、国見町に残った方については、現在いらっしゃらないということになっています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） それで、今、定住問題をいろいろ話し合っているんですけれども、実際問題として、この方々が、報酬並びに家賃の補助も受けて、それで3年間住んでいるということで、3年間を経過したならば、目標である定住には至らないということは、国見町にこの人たちがせっかく来て、いろんなことでは大変よく書かれています。国見町はいいところですね、住みやすいですねと言いなながらも住まないということは、この国見町周辺に、その後の生活圏がない、生活するところがない、そのように思っているんです。ですから、逆に、その5人を採ったとすれば、その人たち全員とは言いませんけれども、それらのフォロー、仕事先なども含めた政策が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、地域おこしということで国見町に来ていただいて、自らの能力や才能を活動に発揮するというのが主な目的ということになります。移住定住についても、もちろん引き続きということもございしますが、そういったものも大きな目標であるというふうにご理解いただければと思います。

また、定住ということについては、総合的に施策として行うことが必要であるとは考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

宍戸君。

3番（宍戸武志君） 私は、個別の主要施策の成果ということで、85ページなんですけれども、新型コロナウイルス対策中小企業等緊急支援事業という形で、この中でプレミアム商品券についてお伺いしたいと思うんですけれども、議案調査会で課長からお聞きしたんですが、何となく釈然としませんでしたので、ここでお聞きしたいなと思います。

まず、プレミアム商品券、これ中途半端な額ではないんです。3000万円強の額が入っております、これは全部国庫支出金ということで、課長から、利用店等については制限がないということでお聞きしました。それでは、これは中小企業の支援を目的としているということで、私は理解しました。ただ、単なる消費喚起の事業ではないということを理解していただき、地域経済への影響を一定程度抑えることができたということです。

多分プレミアム商品券を扱う場合には、事前準備を結構したと思うんです。徹底したマーケティングもされたと思います。メリット、デメリット、多分デメリットはないと思うんですけれども、地域の動向とか、販売店とか、買う人の動向等も調べたと思います。それと商工会と打合せをしたと思います。地元商店街の人との意見も聞いたと思います。また、他の市町村等においても商品券を扱っていますので、ノウハウ、やり方等を聞いた、または研修したと思うんですけれども、そのときにどんな打合せをしたのか。端的に言いますと、地元の商店街にも恩恵が若干はあるんですけれども、7割強が大型店で使用されている。ここについては、ドラッグ系については何もしなくても売上げがあると、利益も出ているということで、この辺、どのような形で打合せをしたのか、その辺の経過をお聞かせお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 宍戸議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、プレミアム商品券を実施をさせていただきました。その際には、事前に役場と商工会で協議をしながら進めてまいったのが経過でございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この中で、結果としまして、大企業で70%使用されている。道の駅、コンビニ等はちょっと分からないんですけれども、当然そういう大手企業のほうが、販売等、ノウハウとか、そろっていますので、買うほうもそういうところに、使えるんだったら買いたしようということなんですけれども、この目的は、あくまでも地元商店街の活性化のための目的だと私は思うんです。その辺はどう議論されたのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 宍戸議員のご質問にお答えいたします。

昨年度実施しましたプレミアム商品券、当然こちらにつきましても、国見町内全体の活性化というんですか、新型コロナで地域経済の消費喚起がなかなか動かないところもあって、国見全体の消費喚起を行うところで、中小企業に限らず、国見町内の店舗全域という形で実施をさせていただいたところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸君。

3番（宍戸武志君） 中小企業等を支援するというのが大命題なんですよ。大型店は

何もしなくても売上げはあるんです。例えば、今後始めるときには、やはり地元の商店街を指定しまして、中小の商店街活性化のためということでしたら、そういうところを指定しないと、全部大型店に回ってしまいます。その辺どうお考えなんですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 宍戸議員のご質問にお答えいたします。

当然ながら、国見町内には個人で営んでいる商店もあれば、議員おっしゃられるとおり、全国展開している大規模店舗も町内に多数ございます。そういった中で、一律の使用という形になれば、どうしても大規模店での使用率が多くなってしまいうという事実は否めないかと思いますが、そこで、中小企業、個人の店舗のみと線引きをさせていただきますと、大規模店舗であっても国見町に納税を頂いている、あるいはそこで雇用をいただいているなど、様々な形で国見町に貢献をいただいていることもございますので、なかなか店舗をどこかで線を引くのは、現実的には難しいと考えてございます。

しかしながら、議員お質しのとおり、では、中小企業はどうするんだというところはあるかと思いますが、その点につきましては、令和2年度に、例えば、新型コロナウイルスで売上げが減少した店舗に対して、新型コロナウイルス対策として店舗を改修したいあるいは、新たな6次化で商品を開発したいといったような、町独自で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した補助金を創設して中小企業のみにしぼった形で支援を行ってまいりましたので、その点についてはご理解賜ればと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 何度も言うんですけれども、目的を履き違えてはいけません。国見町にある商店でしたらどこでも利用できる、消費税等が入って、目的は中小企業を支援するという事なので、その辺履き違えてプレミアム商品券を、国見の補助を受けるということで、この辺、多分私、他町村を見て、そう考えたと思うんです。他町村は結構、福島市内でもヨークとか何かに使えるということで、今後、いろいろこれについては問題あると思います。そういう中小企業を、地元の商店街を活性化するという事でありましたら、この辺を絞ってやらないと、単なるばらまきにすぎないと思います。今後やるときには、十分その辺を考慮してお願いしたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 令和2年度の一般会計における決算ですが、歳入と歳出の差引き額、形式収支ですが、6億7700万円です。そして、繰り越すべき財源を引きますと、実質収支が5億9700万円です。この5億9700万円というのは、私は結構大き

な数字だと思うんですが、行政執行では、民間企業とは違いまして、利益だけを追い求めるというのとは、また別な意味があると思います。監査委員の意見にも記入してありますけれども、歳入歳出の差引き額について、要は、考えようによっては、されるべき行政サービスができなかったという面もあろうかと思えます。町としての、実質収支額、今回の5億9700万円、これは様々な事業の積み重ねの結果だとは思いますが、この金額に対する見解、そして、いわゆる行政執行の在り方をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

実質収支額が6億円近いお金になっている、でも、前年度よりは1億7000万円ほどは減ってはいるんですけども、理由は多々あろうかと思えます。ご存じのとおり、新型コロナの影響によって事業がやれるものがやれなかった等々、さらには、繰越明許とか、事故繰越とか、年度間を挟んで事業の実施が繰延べになっているような状況もあるのかなと感じております。6億円が多いか、少ないかというのは、これは個人差の話もありますけれども、若干多いのかなと個人的には思っております。

ただ、自治体の財政の繰越額として何が適正かといわれますと、繰越額の半額については当然繰上償還とか、基金積立てとかに使われていますので、仮に6億円とすれば3億円しか繰り越せないという形になりますから、その辺は起債とのバランスとか、あと基金とのバランスとか、この辺も含めて、あとは各年度間における資金の運用、この辺の部分の必要性もあろうかと考えておりますから、これも含めれば、確かに新型コロナという影響はありましたけれども、そういった形で若干多かったかなと思えますけれども、今後進めていく上でも、3億円から5億円ぐらいの繰越しは、当然予算を超えての事業はできないので、どうしても余りは出てきます。今年の2月の地震ではありませんけれども、2月に地震が起きればそれなりの予算の担保もしなければならぬ状況もありますから、それも含めて考えれば、3月決算時期に補正予算として落としてしまうとかといった硬直した予算編成ではなく、弾力的な予算編成で、余ったものは9月決算で金額を議会の皆様とご相談しながら、新たな財源として使い道を決めていくという方法のほうが適切ではないかと私的には考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 個別の主要施策の成果19ページ、地方創生推進事業（地域プロモーション）成果を見ますと、②として官民連携リノベーションによるまちづくりアドバイザーとありますが、このアドバイザーというのは、何人いて、どんなアドバイスがもらえたのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

個別の主要施策の成果の19ページの事業の成果ということで、官民連携リノベーションによるまちづくりアドバイザーということになっています。こちらにつきましては、町の施設、町営住宅だったり、その他の施設だったり在今后どういうふうを活用していくのかということで、設計会社から意見等をいただいているような形になっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦君。

11番（松浦常雄君） 道の駅のブランディングアドバイザーということですが、もう少し具体的にどんな助言があったのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

個別の主要施策の成果19ページの地域プロモーション事業の中で、道の駅ブランディングアドバイザーですが、事業の成果の欄に記載させていただいておりますが、道の駅にいかにお客さんに来てもらうかという女性視点によるブランディングを道の駅開設当時から継続的に業者に委託している中身になってございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 以前から道の駅について指摘されていることは、通路が狭いとか、そういうことで万引きが多いということも聞いているんです。それで、そういうことの改善ということは、度々この議会でも質問が出ていたと思うんですが、そういう点ではどのように改善されているのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

道の駅での防犯対策につきましては、一般質問で蒲倉議員からもいただいたレイアウトの変更と併せまして、まちづくり会社にお伝えをしたいと思いますし、これまでも再三会社にはお伝えしておりますが、会社としても万引きの防止に向けていろいろ対策は講じています。改めて会社にご意見をおつなぎしたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上君。

7番（村上 一君） 個別の主要施策の成果の中で、79ページの多面的機能支払交付金事業なんですけれども、その中で、今までやってきて見直しの時期になっているということで、去年、ある程度、事務委託も9団体あるんですけれども、その中で伊達西根堰土地改良区でやるということで見直しされているんですけれども、実際に現在、その中の運営といっても、高齢化して、作業から何からもう大変な状態になっていると、事業をやっていくのに。これからも、そういう面も見直ししなくてはならないのではないのかなと思うんですけれども、そういう見直しがあったらお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

個別の主要施策の成果 79 ページ、多面的機能支払交付金事業についてのお質しでございますが、議員お質しのとおり、組織として現地での農地の適正な管理、さらには、それに伴う事務という 2 つの業務が発生してくるかと思えます。そのうち事務の部分につきましては負担も大きいとのことで、今年度から伊達西根堰土地改良区に一部お願いをしています。組織には現場の農地の維持管理をお願いするような形になるかと思えます。当然、生産者の方も毎年を重ねていくので、現場での作業が難しくなってくることもあろうかと思えますが、個人で作業をするのがどんどん難しくなってくるので、組織をつくって、その組織の中でしっかりやりくりをして地域の農地を守っていきましようというのが、この交付金の目的と認識してございます。組織の高齢化は、多分どこの組織も一緒かとは思いますが、その組織の中でできるだけ話し合いなどで、農地全体をうまく回せるような形でご調整いただければありがたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上一君。

7 番（村上 一君） やはり地区によっては、9 団体あるんですけれども、その中で運営もなかなか大変だと。ある地区の話聞いたんですけれども、このまま解散したほうがいいのではないかというような話も出ているんです。そういう中で、これから見直して、やっていくべきだと思うんですけれども、その点お願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

多面的機能支払交付金事業については、今、町内で 9 組織ございます。当然現場での活動は、9 組織それぞれで日程調整して行っているかと思えますが、多分 9 組織それぞれに課題等々があるかと思えますので、その課題については、町としてもしっかり組織と話をする場を設定した上で、どういった課題が各組織にあるのか、それを町として、何か支援を含めてお手伝いできる部分があるのかなのか、その辺については、今後組織とお話しをさせていただいて、少しでも 9 つの組織が長く継続することと、さらには 9 組織以外の未加入の農地の推進も併せて図っていきたくと考えてございますので、その際はぜひよろしくお話ししたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10 番（渡辺勝弘君） ページ数は 56 ページになります。幼児教育課長にお尋ねいたします。

56 ページの国見町児童高齢者施設空調設備改修工事で 5907 万 7700 円ということになっておりますけれども、駅前の高齢者施設と藤田保育所のことだと思っておりますけれども、まず、工事の内容について、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 10番、渡辺議員のご質問にお答えいたします。

児童高齢者福祉施設の空調改修工事につきましては、児童高齢者福祉施設、そちらが平成17年に竣工した施設でございます。空調の設備自体が15年以上経過しているということで耐用年数が過ぎているということ、あと修繕もかなり多くなって、空調機の生産も2011年に終了し、部品の製造も終わっているということで、故障して修繕する際の部品は、今、在庫を確保して対応していました。基盤は、入手が困難で在庫がなくなれば修繕もできなくなるということで改修することにいたしました。内容といたしましては、今まで灯油を使ったものを、今回、電気モーターヒートポンプに改修したものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の課長のご説明では、私も仕事柄分かるんですけども、基盤とか、そういう部品の調達が不可能だということで、替えたということは理解いたします。そうした場合に、今まで使っていた、灯油なら灯油でもいいんですけども、今回、全て電気に替えましたと。電気のほうが、はっきり言えば、機械のもちが違ったりとか、あるいはメンテナンスの部分がいいとかという部分で、空調の部分は全て電気に替えたのか、何の理由で全て電気のエアコンプレッサーの冷暖房ということで、その決定はどういう意味合いでそちらに替えていったのかをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

まず、空調の場合、電気のほかにガスも検討いたしました。初期費用はガスのほうが安価でございますが、メンテナンスの部分を考えると電気のほうが安いということ、あと保守契約が基本的に10年が目安となっておりますが、ガスの場合、運転時間の上限があるということで、藤田保育所の場合は開設時間が12時間半とかなり長時間で、耐用年数よりも前に上限期間に達するというので、電気のほうが安く上がると判断いたしました。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 個別の主要施策の成果125ページの子ども木育広場つながる一む運営事業についてお伺いしたいと思います。

この中には、地域子育て支援センターが道の駅に設置しているんですけども、この年齢というのは3歳以下と伺っております。それで、この中にも成果としてありますけれども、今年の3月まで8万2000人くらいに利用されたいいただきました。この中に町内の人は何人くらい、何パーセントくらい含まれているのかお知らせ願いたい。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

つながる一むの地域別の利用としましては、令和2年度の場合3.95%だったので約4%くらいになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 約4%ということは、3,200人くらいの町内の方が利用されたと理解してよろしいですね、波はあるでしょうけれども。私も子育て教育というのは大変重要だとは思っているんですけども、3歳以下の子どもたちだけという限定つきなんですよ。ということは、町外の人たちが道の駅に買物に来たときには、小学生もいるでしょうし、3歳以下のお子さんもいる。そのときに、3歳以上の人もその中では一緒に遊ぶことができない、こういう不便を感じるということではいろいろご不満がある方がいらっしゃると思いますが、その辺はどう対応しているところでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

こども木育広場つながる一むにつきましては、対象年齢は未就学児ということで開設しております。中の遊具も、未就学児といっても主に0歳から2歳くらいの子どもが遊べるおもちゃが充実しております。利用できるのは、大人1人にして子ども3人までということで、あくまでも未就学児が必ずいること、あと小学生も兄弟ならば利用できることになってはいますが、例えば、小学生だけの場合お断りするようになります。小さい子ども向きの施設ですので、小学生などが滑り台とか、走り回って遊んだりすると危険な場合もあります。どうしても、走り回ったりして思い切り遊びたい場合は、森江野にありますくにみもたん広場を紹介しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、課長からも、くにみもたん広場を利用しているということなので、結局くにみもたん広場もあり、つながる一むも、そういう幼児教育にはあるわけです。ですから、逆に、町長の答弁の中にもあったんですけども、維持管理費がいっぱいかかると。維持管理費から見れば、廃止をすることは廃止し、あと統合するところは統合したほうが良いという私の意見もあるんですけども、結局、いずれ4%の数字が大きいのか、少ないかは分かりませんが、国見町で今、1年間に生まれる数は四、五十人くらいかなと思っております。そうすれば、この4%というのは大体、その人たちが相談に来るということになっていると思うんですけども、逆に、道の駅ではなくて、くにみもたん広場だけに行っても同じような教育、指導はできないものでしょうかね。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えします。

まず、くにみもたん広場につきましては、震災後、子どもたちがなかなか外で遊べないということで、思い切り体を動かしたり、お母さんたちも一緒に集まってという形で、遊ぶ場所をつくるということを目的に造った施設になります。

また、つながる一むにつきましては子育て支援センター的な施設として、お母さんたちの相談の場、あとサークル活動などできる場ということと、あと遊び場ということと、中身としましては、子育て支援ということでイベントの開催とか、コロナで今はできませんがママフェスタをコロナの前は開催してもらったりもしていました。平成28年にウッドスタートの宣言をいたしまして、生涯木育ということに取り組んできました。その中で、道の駅に県産材の杉を使いましてつながる一むを開設し、木育として、木のおもちゃを使うなどの目的で造っております。また、場所的にも、道の駅ということで、多方面から来ていただけるという場所なので、特に国見町の子どもが少ないからといって減らすということではないように、考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 少し補いながら答弁をさせていただきます。

子育て支援センターが今、木育広場つながる一むになってございます。その目的については、今、課長が答弁をしたとおりであります。在宅あるいは国見町のママの応援のための育児支援の施設あるいは子育て相談を受けるための施設、こちらについては、ほぼほぼ保育士等が中心になって対応をしていると。国見町には、保育所とこのつながる一むと、2か所あるというところになってございます。

先ほど言いましたとおり、木育広場つながる一むとくにみももたん広場については目的が違いますので、その辺についてはぜひご理解をいただきたいなと思っています。

つながる一むの設立の意義であります。今、課長が申したとおり、乳幼児あるいはお母さん世代のネットワーク以外にも、子どもたちの遊び場、木のおもちゃに触れて、木への親しみを増していただいて、ゆくゆくは木の需要を喚起していくんだというところが根底にございます。

また、あそこの施設を道の駅に造ったといいますのは、道の駅に様々な地域からお客さんがいらっしゃるということも含めて、交流人口を増やしていくという中で、いわゆる定住促進のPRということも当然考えての施設であります。具体的に、今、子育て支援センターつながる一むにおきまして、あひる一む、かんがる一むということで相談会、ママのネットワークのようなものやっておりますが、この中には、他市町村からのお母さん方、やっぱりここが開いていてよかった、やっつけてもらってよかった、新型コロナウイルスでどこにも行けなくて、子どもと一緒に部屋の中にしかいられなかった、そういうお母さんからありがたいという声をいただいております。国見町のお母さんでも、実は、保育所あるいは役場に相談に行くということについて少し抵抗を持っていて、つながる一むだったら来られる、話せるというお母さん方も実際にいらっしゃいます。そういうお母さんの声を聞いて、ほけん課あるいは福祉課につないで支援をしていくということもやっておりますので、来る人数が少ないとか、それだけで判断ができないものと思っていますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 今の答弁の中で大変よかったですけれども、結局、つながる一むとこれ書かれていますから、町内の人も、町外の人も一緒に育児をしながら、国見町はよかったねという施策だということが分かりました。それで、人数には関わりなく、このルームをつくっていただいて、逆に先ほど私が言ったように、定住につながるように、名前のようにつながるようにしていただきたいと思って、私のは終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時30分まで休議いたします。

（午前11時18分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時30分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 決算議会でございますので、監査報告書の中から、監査から指摘された項目を4点ほど質問したいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、収入の面で指摘がありますけれども、議案調査会の税務課長からの説明で、町県民税の収入に対しては理解できましたし、本当に収納の努力は非常に高いものがあって評価できると思いますけれども、この中で住宅使用料、去年、おとしは未納額が1000万円、去年は700万円、300万円も減っていますから、その効果は認めますけれども、まだ700万円もあるということでございます。この住宅の未収金の解消に向けて、建設課長にお答え願ひしたいと思います。できれば、この数字から現在まだ残っている数字、その後、期間がありますので、徴収した数字も含めて分かればお答え願ひしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 13番、八島博正議員のご質問にお答えいたします。

お質しの住宅使用料の件でございます。住宅使用料の未納額決算額につきましては、700万円ほどございました。その後の徴収によりまして460万円ほどに減っている状況でございます。

なお、この未納額、この数字を真摯に受け止めまして、今後、公平公正と健全な町営住宅の管理運営を図る上でも、引き続き滞納者への完納相談の強化等、適切に督促を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） まじめに毎月納めている人の手前もありますので、不納欠損にならないように努力して、とにかく少なくしてほしいと思います。

次に移ります。

総務課長にお尋ねします。

毎年、決算議会で質疑していますけれども、今回の監査指摘から1,900時間も残業が少なくなったと。これはすばらしい成果だと思います。ただし、監査指摘の中で、月に100時間を超える職員が23人になっていると。100時間というのは、週5日制で月4回としても、1日4時間から5時間の残業が続くということになるんです。これは大きな問題で、健康管理の問題からもありますので、超過勤務で100時間を超えない、せいぜい80時間とか、70時間くらいならやむを得ないかなと思うんですけども、私も職員の労働時間の残業の管理をやったことがありますけれども、これ異常でないかと思うんですけれども、その辺の状況と解決策について、総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

大変ご心配をおかけして申し訳ないと思っておりますが、昨年度につきましては、ご承知のとおり、新型コロナ対策の特別給付金とか、あとは臨時交付金事業の関係で、総務課の職員の仕事はかなり多かったという状況もございました。それで、かなり跳ね上がったという状況がございます。

あとは、ご承知のとおり、2月13日に発生した震災によるものということで、突発的な状況が重なったということで、そういった数字になっているのかなと考えております。

なお、今年度につきましては、5月ぐらいまでは決算やら、あと地震対策、あと新型コロナ対策等々の状況もございましたが、現在は落ち着いている状況ということで、100時間を超える職員につきましては、現時点では一桁になっているという状況でございます。なお、80時間を超える職員につきましては、毎月ピックアップをしまして、必ず公立藤田総合病院の産業医であります院長先生にカウンセリングを受けているという状況もございまして、現時点で体調が悪いとか、そういった状況にはなっていないということでございます。

なお、総務課から、各管理職には、超過勤務のきちんとした管理を含めて徹底して、なるべくそういった大きな時間になる超過勤務にならないような体制を組んでいただくようにはお願いをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 残業の問題は、いろんな条件があるし、あるいは個別に検討するとやむを得ないのもあるんですけれども、極力少なくなる形で努力してほしいなと思います。

次に、監査指摘事項の中で、企画調整課長にお尋ねします。

決算書では41ページ、個別の主要施策の成果では19ページに出ています。

地方創生推進交付金事業の中での国見町6次化製品開発の問題でございます。これ私は分からなかったんですけども、監査から指摘されているこの項目を読んで、初めて分かりました。この中で、問題は、市販の販売価格の2倍もかかるような原価になっているよと。やはりこれは商品として売るわけですから、監査の指摘しているとおりに思うんですけども、企画調整課長、この件について、この商品は全部売れてしまって、まだまだ生産しなくてはならない状況になっているのかどうか、あるいは売れなかったのか、現況と今後の対応について質問いたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この地域創生推進事業のゼリーの製作事業につきましては、総事業費で3800万円ということになっております。うち国庫支出金が69.5%で、その他企業版ふるさと納税で、24.5%ということで945万円の寄附を頂いております。町の持ち出しについては229万9000円で6%ということになっております。

この商品につきましては、監査の指摘のとおり、単価当たり2倍以上の金額ということになりますけれども、ゼリーにつきましては、これは特注ということになりますので、やはりロット数の問題もあります。販売用として100万個とか、10万個とかを作るのであれば、単価ももちろん下がっていくということになりますけれども、こちらについては特注扱いでやりましたので、どうしても高くなったのかなとは考えております。

それ以上に、町で生産したモモを使って生産したゼリーは、防災の面もありますし、PRの面もあると理解しています。今、1万個以上配布していますし、これから有効に活用し、夏はモモが取れますのでPRできますけれども、冬期間などはモモ等はございませんので、そういうときに他市町村とかにPR事業に赴いた際は配布するとか、お試しをいただくということで、町のPRにつなげていきたいと思っております。

また、同時に、こちらにつきましては、防災の非常食としての機能もございまして、関係する機関、例えば、公立藤田総合病院だったり、老人ホームだったりでそこに備蓄させていただきまして防災の準備をするということで、二面的な方法で有効活用していければと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 4問目になります。

ただいまの企画調整課長の答弁ではいいと思うんですけども、せっかく開発した商品だから、ある程度ペイするような形で続けられるように、ひとつ努力をお願いしたいと思います。

会計決算報告、監査の報告の一番最後の問題です。これは今、政府の中でも、国会の中でも問題になっている、公文書改ざんに値する問題です。決算書の115ページ、

財産に関する調書の中での債権関係で、議会で承認された数字が間違っただからといって訂正したよという指摘です。議会で承認された数字というのは確定していますので、もしこれを変更するときは、やはり議会にかけるとは思いますけれども、総務課長、この実態について何を訂正したのか、その実態について質問いたします。総務課長、お願いします。

議長（東海林一樹君） 13番。

13番（八島博正君） 調べているうちに、もう一つだけ、最後に町長にお尋ねしたいと思います。

今年の決算の概要、施策の成果、すばらしい資料を作ってくださいまして、我々決算を認定するにあたっての決算書を見て理解するためにはすばらしい資料だと。これは議案調査会でも総務課長を褒めたんですけども、その中で町長にお尋ねします。

主要な施策の成果の18ページ、19ページ、20ページを中心に。

この中で、3年間における県内の市町村との財政状況の比較の表が載っております。その中で4番、5番、6番が、私たちは最も注目して見ている数字なので、この財政力指数、地方債現在高、積立金の現在高を見ますと3年間で良くなっております。例えば、財政力指数は0.1ずつ良くなっております。平成29年が0.30から0.32、0.33と良くなっております。地方債現在高、これも良くなって、少なくともなっております。それから、積立金現在高も多くなっております。

ただし、20ページの令和元年度における市町村との比較を見ますと、一目瞭然、国見町は財政力指数もこの表では一番少ない。借金にあたる地方債が一番多い。積立金現在高が一番少ないと、この表に出ております。県内の市町村の平均あるいは町と村だけの平均のグラフなんですけれども、よって、これから町政運営をするには、財政力指数は県内では結構高いんですよ、0.1以上高い状況です。せいぜい県内の町と村の真ん中くらいにいるくらいの数字がここに出てくればありがたいなと思えますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えいたします。

いろんな指標がございまして、町の財政力を計る指標がございまして、当然、自治体としては、自治体を経営する町長としては、数値がいいにこしたことはございません。それは議会も同じ意見なんだと思います。では、そのために何をするのか。総じて、日本全体で人口が減ってきている、そして、また、生産労働世代が減ってきているということを考えてときに、では、どうやって安定的な財政運営をしていくのかということになれば、今、考えられるのはふるさと納税なんだと思います。ふるさと納税でよそから原資を集める。そのことに、まずは注力をするということでしょう。

あとは、これは一般質問の中でもいろいろと議論がありましたでしょうか。公共施設の見直しも、当然しなければならない時期に来ているんだと思っています。どうしても国見町に必要なものは、それは当然新たに造ったりしなければいけないところもあるのかもしれませんが、そうでないものについては、今は大概の人が施設を

使用する際に、町民であればただで使えますが、受益者負担金という考え方からすれば、それはもうマッチしないんです。これまでの町政というのは、そこになかなか切り込んでいかなかったところもございます。施設を使う人と使わない人との公平さが受益者負担金の中に含まれているということを考えたときに、そういった、町民に対しては耳の痛い話も、町としてはしていかなければいけないんだろうと思っています。

総合的に、では、国見町の人口は減っていく、移住定住の施策は進めますけれども、それ以外のところで減っていくというところがあるのであれば、それに見合った財政運営をしていく。そして、財政の健全化を図っていきながら、当然財源確保もしていくということになれば、逆に、国見町だからふるさと納税をアップさせるということもありなんだと思っています。私が総務課長になったときに、平成30年度のふるさと納税の額というのは1億円に満たなかったんです。それが令和元年になって1億円を突破し、今に至っているということを考えたときに、これも決算質疑の中で出たお話だったと記憶しておりますけれども、努力をしないでふるさと納税の額が増えたのか、自然増なのかという、我々にしてみたら非常に不愉快な質問が出ていたんですけれども、当然努力をした結果が今のふるさと納税の額になっています。そういったことも考えれば、いろんなチャンネルを使って財政健全化を図る。そして、町が求めている第6次国見町総合計画に記載をされた事業を展開していく。もう覚悟しかないと思います。それは我々も覚悟しますので、議会もどうぞ覚悟をいただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 総務課長、いいですか。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） すみませんでした。

八島議員お質しの債権の東日本大震災災害援護資金貸付金というのがございました。こちらの前年度末の現在高で決算認定を受けた金額が、記載の4160万2000円だったんですが、当初、こちら側の手続のミスで、4、5月、要するに出納整理期間に入ってきた金額133万5000円が入ってきておりましたので、その現在高を減じることを、本来は昨年の決算でするべきであったのが、なっていなかったと。それをこちらのミスで数字を修正してしまったということでございます。それを監査委員からご指摘を受けた上で、昨年度決算認定を受けた金額4160万2000円が正解ですので、昨年の決算認定では、それを修正するために、当年度の現額に133万5000円を足して702万5000円とし、本年度の決算、年度末残高については3457万7000円になったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） こういう事業は、新型コロナも同じですけれども、次から次といろんな助成金やら、交付金やら、その他事業が起きて、そのたびに債権も増えたり、

減ったりするのは分かりますので、変更するときは正規の手続で変更してほしいというのを要望して、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 認定第1号について討論を行います。

本案の内容については、給食費について前年度比で430万円の値上げが実施されております。それから、保護者に新たな負担増を求めることになりました。少子化が進行している中で教育に係る費用を大きくすることは、少子化を助長するようなものではないでしょうか。現在の社会の流れとしては、教育の無償化に向けた取組が進められており、給食費についても、県内では無料も含めて約半数の自治体が補助を行っています。なお、本町の値上げとなった給食費は1年間をもって終了となり、その後は無料となりましたことについては、町民の要望が実ったものであります。

また、令和2年度では都市再生整備計画推進事業も実施されました。本事業では、町道整備、歴史公園の整備、蓮ボランティアの育成の3事業が進められましたが、町道116号の整備事業については、急を要しない、住民の要望も大きいものとは言い難いなど、まちづくりへの効果は低いものと考えられます。道路の整備等は、要望の大きいところから進めてこそ歓迎されます。

以上の2事業についてのみ認められないことを申し上げ、本案についての承認はできないものとするものであります。

議長（東海林一樹君） ほかに討論はありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私は、本決算認定について賛成の立場から討論をいたします。

令和2年度の歳入歳出決算については、私はまず、この執行にあたりましては認定してしかるべきものと考えております。ただいま浅野議員から個別の反対がありましたけれども、1つは給食費ですか、こちらは一時期値上げしたとはいえ、今は無料となっているわけでございます。また、都市計画事業につきまして町道116号、住民の緊急の要望もなかったというお話ですが、これは歴まちづくりの一環としての、その中の必要な事業であると私は認識しております。そして、実際に町道116号が完成しまして、私たちも現場視察をしてまいりましたけれども、道の駅からの通行が便利になったと。ましてそこから町の中心地にも入っていけるといふ、町民にとっては、すごく大きな、まちづくり、そして、町民の便利さ、福祉面についても大きく資するものがあると考えております。

以上です。

議長（東海林一樹君） 討論を終わります。

これから認定第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 午後1時まで休議いたします。

(午前11時55分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

◇認定第2号 令和2年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第2、認定第2号「令和2年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) 認定第2号、令和2年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第3号 令和2年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第3、認定第3号「令和2年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 認定第3号、令和2年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第4号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第4、認定第4号「令和2年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 認定第4号、令和2年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第5号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第5、認定第5号「令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） それでは、認定第5号、令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） ほけん課長に質問します。

この後期高齢者医療の特別会計の中で保険料についてなんですけれども、歳入の部分、その納め方は普通徴収と、それから特別徴収があります。これは、どちらでも本人の自由に選ばれるスタイルかなと思っているわけなんですけれども、この中で、100%というのは特別徴収は当然なんですけれども、普通徴収の部分でも全てが口座引き落としという形を取っているのかなと思いますけれども、これは現金納付は認めていないということにつながるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

普通徴収の保険料が今回99.9%になりまして、未納分があることについての質問かと思いますが、基本的には口座振替をお願いするものでございますけれども、切符を発行して、普通徴収からの変更があった場合に切符を送って現金で納付していただく場合がございます。その場合、未納が発生した場合がございます。その関係で今回99.9%となっているということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、説明といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 今回の未納になっている部分についてのお話だったと思うんですけれども、そのほかに、納付の仕方で、この中で現金納付は認めているのか、いないのかということについてお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 現金で納付する場合もございます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） それで、この保険料を見ますと、1000万円ほど昨年より増えております、昨年度比では。そういう中で、これ被保険者の数で単純に割りますと、昨年で4万4000円ぐらい。そして、今年になりますと5万円という形で保険料が上がっております。これから団塊の世代が入ってきて、まだまだ増えるという状況にあります。この後期高齢者の医療制度を運営するには、ここは保険者でないですから、ここには出てこないと思うんですけれども、保険者には、国から全体の予算の半分は公費として入ってくるものと思っています。そして、4割がほかの医療保険からの拠

出ということと、あとは、今言った保険料で賄われるという形になっているかと思えます。

それで、これから上がっていく部分について、このまま上がっていきますと、年金だけの方については相当大変な時代がやってくるのではないかなと思っています。ですので、そうした形で協議するような場があるのかどうか教えていただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

後期高齢者医療の保険料の部分についてのご質問でございますが、今後、団塊の世代の方々が、国民健康保険から後期高齢者医療に移っていくということについては、国において、医療費の増大についていろいろな形で議論がなされている中であると認識しております。また、窓口での支払いの増加であったり、いろいろな形での政策を打っているところでございます。個別について具体的なものが、まだ流れてきているわけではありませんが、国において全体的な医療費の増大に対する圧縮策、また徴収の部分について過大な負担になるのではないかという部分についての社会保障としての公費の負担、その両面において今後議論がされていくだろうということを期待しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第6号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第6、認定第6号「令和2年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 認定第6号、令和2年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 令和2年度の決算については、繰入金として基金から3400万円ぐらい入っているということで、保険料の負担を抑えたということで、このあたりについては評価したいと思います。

それで、限られた基金しかないんですけども、この後、当然次年度もこの保険制度は続くと思うんですけども、基金の使い方をどんなふうを考えていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国民健康保険の財政調整基金の使い方でございます。こちらの部分につきましては、6月の一本算定に係る補正予算の中でもお話をさせていただきました。

実は、福島県の国民健康保険につきましては、統一保険料が令和11年度から施行されることとなりました。現在、残高が3839万8000円でございますが、今年の予算で300万円投入いたしまして、残額が3500万円ぐらいになるということでございます。

現在の国民健康保険の財政については、加入されている方の医療費には左右されない形にはなっておりますけれども、突発的な災害や不況など非常に収納率が下がる場合の予備費ということで、この基金を持っている一方で、これから県の統一保険料が定められることによって、保険料が高くなることが想定されます。この基金について、ソフトランディングするためにこの基金を有効活用して、何とか令和11年度まで、少しずつ減税などの経費にも使いながら、緩やかに標準保険料率に近づいていくような努力をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第7号 令和2年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第7、認定第7号「令和2年度国見町介護保険特別会計歳入

歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） 認定第7号、令和2年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第8号 令和2年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第8、認定第8号「令和2年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 認定第8号、令和2年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第9号 令和2年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

議長（東海林一樹君） 日程第9、認定第9号「令和2年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 認定第9号、令和2年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第10号 令和2年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について

◇議案第64号 令和2年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

議長（東海林一樹君） おはかりいたします。

日程第10、認定第10号及び日程第11、議案第64号は企業会計の関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第10号及び議案第64号を一括議題と決しました。

日程第10、認定第10号「令和2年度国見町水道事業会計決算認定について」及び日程第11、議案第64号「令和2年度国見町未処分利益剰余金の処分について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） まず、認定第10号、令和2年度国見町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 議案の説明をお願いします。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第64号、令和2年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番(八島博正君) 上下水道課長にお尋ねします。

議案書の10ページ、業務の中で有収率が載っております。81.42%で前年度よりも4.38%良くなっていて、努力の跡が数字にちゃんと表れておりますので、本当に1年間ご苦労さまでした。

ただし、81.42%というのは、ほかの水道、他の町村の施設からして、決して高いものではなく、低いものでございます。なお一層の努力が必要かなと思いますけれども、いかがでしょうか。上下水道課長にお尋ねします。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 八島議員のご質問にお答えいたします。

今回、有収率が81.42%、前年より4.38%上昇いたしました。これにつきましては、令和元年度が77%と非常に悪い状況でありました。それを鑑みまして、昨年は漏水調査及び発見の強化に取り組んできたところでございます。その結果、大きな漏水箇所が石母田、貝田、小坂地区について発見されました。その成果と考えておりますが、この有収率は、八島議員ご指摘のとおり、福島県平均よりまだまだ低い状況でございます。さらなる有収率の向上に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第10号は原案のとおり認定することに決しました。

これから議案第64号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり処分することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり処分することに決しました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午後1時57分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後1時58分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、4件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この4件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長(東海林一樹君) 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長(引地 真君) ただいま追加提案した議案についてご説明します。

議案第65号「工事請負契約の締結について」は、観月台文化センター災害復旧工事について、9月15日に入札会を開催し、契約予定相手方が決定しました。

予定価格が5000万円以上であり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

慎重ご審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。よろしく願いいたします。

◇ ◇ ◇

◇議案第65号 工事請負契約の締結について

議長(東海林一樹君) 日程第12、議案第65号「工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長(佐藤光男君) 議案第65号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番(渡辺勝弘君) 生涯学習課長にお尋ねします。

今回の契約が、5830万円ということで、まず観月台文化センターの災害復旧ということなんですけれども、この中身について、もう少し詳細に教えていただけます

か、どこを直すのかという感じで。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

2月13日の福島県沖地震での被害によるものでありますが、工事箇所は観月台文化センターのシンボルタワーと正面入り口につながるスロープに立つ雁木柱であります。タワー塔はRC造りのエレベーターシャフトと鉄骨造りの外壁から成っておりますが、シャフトとタワー塔外周部を鉄骨でつなぎ補強する工事が主なものとなります。また、正面入り口前の雁木に関しましては、基礎または上部のほうのコンクリートが欠落していることから、コンクリートの増し打ちをして補強するというものです。

以上、説明といたしました。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第13、発議第6号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第6号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者から提案理由の説明を求めます。13番八島博正君。

13番（八島博正君） 発議第6号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提案の理由を申し上げます。

提案の理由は、議案書の下段に記載のとおりであり、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

速やかなる審議の上、ご決定をお願いして、提案理由の説明を終わります。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第6号の採決を行います。この採決は起立によって行

います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第14、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第15、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(引地 真君) 令和3年第5回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶をします。

ご提案した議案は、格別のご理解により原案のとおり議決いただいたことに感謝します。ありがとうございました。

ここで、本定例会の一般質問や議案審議の中で交わされた議論のうち、今日までに取り組んだ事案について報告します。

県道五十沢国見線の危険箇所は、9月29日に県北建設事務所長と直接面会をし、改めて要望書を手交することとしました。また、町が対応すべき箇所は、町内で調整をし、可能な箇所から対応することとしました。

児童生徒間のいじめは、町いじめ防止基本方針に基づく早期発見、早期対応のための取組を、校長会議で教育長が重ねて指示し、強化することとしました。また、マスクの配付は町で保管している在庫分を有効活用し、児童生徒へ配付することとしました。

健全な財政運営と公共施設の新設や適正管理、改廃判断指標の一つとなる公共施設総合管理計画は、地方公会計制度の導入と併せ、所管する課ごとに資料作成を指示し、庁内議論を進めることとしました。

さらに、総合型地域スポーツクラブは、9月25日に町の設立検討委員会が鏡石スポーツクラブなどの先進地視察を行います。

避難警戒区分変更の周知については、9月10日にマイ避難ノートを全世帯に配付しました。

また、避難行動要支援者名簿の情報共有は、町内会長連絡協議会、消防団、警察、民生児童委員が合同で協議する場を設けることとし、それぞれの役員会で説明し、意見を収めんとすることとしました。

日渡交差点への歩車道分離式信号機設置は、9月13日に警察署と町の事務レベルでの協議を再度行っています。

道の駅国見あつかしの郷店舗内のレイアウトの変更の提言については、9月10日の国見まちづくり株式会社第34回取締役会で伝えています。

町有地無償貸付けは、9月9日に本契約を結び、今後は工期内完成に向けた工事を進めます。

また、その他の件についても、執行部と議会がしっかりと心にとどめ、それぞれの責任において熟慮熟考し対応すべきものと思料します。

議員諸氏には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、出精されるよう切望し、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

#### ◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

午後2時25分より総務文教常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

令和3年第5回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後2時16分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月17日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 八 卷 喜治郎

同 署名議員 宍 戸 武 志